

■令和8年度第1回狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会次第

1 日 時 令和8年6月18日（木）午後6時30分

2 場 所 狛江市役所3階市議会第二委員会室

3 議 題

（1）教育長挨拶

（2）議事

1 諮問

2 会議の公開と会議録の作成・公開について

3 令和7年度取組結果等の報告について（各課・館・室より）

4 令和8年度評価事業の選定について

（3）その他

【資料】

1 令和8年度狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会委員名簿

2 狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する規則（抄）

3 諮問書（写）

4 会議の公開と会議録の作成・公開について（案）

5 令和8年度評価事業の選定について（案）

6 狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和7年度事業）（案）

■令和8年度狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会委員名簿

役 職	区 分	氏 名	
委員長	学識経験者	渡辺 秀貴	創価大学教職大学院教授
副委員長		常盤 豊	多摩美術大学理事
委員	市民委員	惣川 ひさえ	公募市民
		泉 あや子	公募市民
事務局		中村 貞夫	学校教育課長
		田邊 勇貴	学校教育課教育庶務係長
		藤田 真衣	学校教育課教育庶務係
		田添 晟凧	学校教育課教育庶務係

狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する規則（抄）

（点検及び評価結果の審議）

第5条 教育長は、対象となった施策に係る点検及び評価結果を報告及び公表するに当たっては、あらかじめ狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）の規定に基づき設置する教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（組織）

第6条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 教育に関する学識経験者 2名

（2） 公募市民 2名

（任期）

第7条 委員の任期は、委員となった日から2年を超えない3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第8条 審査委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員会の公開）

第10条 委員会の議事は、公開する。ただし、公開することにより公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の協議により非公開とすることができる。

(写)

第1回委員会
資料 3

狛教教学発第 000235 号
令和 8 年 6 月 18 日

狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する
審査委員会委員長 様

狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子



狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関して意見を求めることに
ついて（諮問）

狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する規則（平成 25 年教育委員会規則第
1 号）第 5 条に定めるところにより、下記の事項について、貴委員会の意見を求め
ます。

記

狛江市教育委員会が令和 7 年度に実施した事業の自己点検に係る評価について

■会議の公開と会議録の作成・公開について（案）

- 会議は原則公開とし、傍聴も許可する。
- ただし、公開することが相応しくないと認められるときに限り、会議の冒頭で委員会に諮ったうえで、非公開とすることができる。

【狛江市市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（抄）】

（会議の公開）

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

（会議録の作成と公表）

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

- 会議録は、原則公開・要点筆記とする。
- 会議録における発言者の表記は、「委員長」、「副委員長」、「●●（苗字のみ）委員」とし、委員の確認を経て、正式決定とする。

【狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領（抄）】

（会議録の記載事項）

第3条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）会議の名称
- （2）開催日時及び開催場所
- （3）出席者及び欠席者の氏名（事務局職員等を含む。）
- （4）会議に付した案件
- （5）提出資料
- （6）会議の内容
- （7）その他当該会議において必要と認めた事項

（会議内容の記録方法等）

第4条 前条第6号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で諮り、そのいずれかについて決定するものとする。

■令和8年度評価事業の選定について（案）

1 前年度までの経緯

- R3・R4・R5・R6・R7 **第3期教育振興基本計画の評価**
 - ・第3期教育振興基本計画実施計画の「施策展開の方向性」の単位で評価
教育委員会
実施計画に記載されている全ての項目を4段階で評価
審査委員会
教育委員会が評価した項目のうち、1～2項目程度を再評価
評価項目の偏りを防ぐため、5つある基本方針を年度ごとに順に選定

【評価対象】

- R3 基本方針「(1) 生きる力をはぐくむ質の高い学校教育の推進」より、
- ①「1-1-3 いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進します。」
タブレット端末、いじめの防止
 - ②「1-2-2 健康の保持・増進，体力の向上を図る教育を推進します。」
健診情報のデータ化、学校等欠席者・感染症情報システム、がん教育・食に関する指導
- R4 基本方針「(2) 家庭・地域との協働による学校教育の推進」より、
- ①「2-1-2 学校評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実を図ります。」
第三者評価委員会、学校評価、教務主任会
 - ②「2-2-2 地域の願いや子どもたちの声を生かした学校経営を推進します。」
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域学校協働活動、第三者評価委員会
- R5 基本方針「(3) 教育環境の整備」より、
- ①「3-2-1 情報機器やデジタル教材等を活用し、効果的な学習指導の充実を図ります。」
プログラミング教育、ICT 環境整備、情報教育推進協議会
 - ②「3-3-3 特別支援教育の環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります。」
子育て・教育支援複合施設を拠点とした教育・子育て・福祉分野の連携による総合的かつ継続的な育ちや発達の支援、医療的ケア児の支援
- R6 基本方針「(4) 生涯を通じた学びの充実」より、
- ①「4-1-1 公民館の利用しやすい環境整備を進め、地域における学びや居場所の充実を図ります。」
利用者懇談会等での利用団体の意見集約、市民センターにおける多様な居場所の環境整備
 - ②「4-2-2 図書館の利便性や利用率の向上を図るとともに、図書資料の充実・機能強化に向けた検討を行います。」
図書館資料の収集・整理・提供、「第四次粕江市子ども読書活動推進計画」の推進、

利用支援サービス事業の推進、貸出用タブレット端末の配置、
利用者用 Wi-Fi 接続環境の提供、電子図書館の運営

R7 基本方針「(4) 生涯を通じた学びの充実」「(5) 歴史への理解と継承」より、

- ①「4-5-1 障がい者スポーツを含めた生涯スポーツの推進を図り、体力向上や
生きがいづくりにつなげます。」

各種障がい者スポーツ教室等の開催、パラスポーツ普及促進事業の実施、健康づくり運動講座の開催、各種スポーツ大会・スポレク大会の開催、多摩川を活用したスポーツ事業の実施

- ②「5-1-1 狛江の歴史を身近に感じ、狛江への愛着や歴史に関心を持つきっかけづくりを行います。」

こまえ文化財ガイドの作成・配布、小学校を対象とした出前学習・体験学習の実施、国民家園における各種教室・講座の実施、文化財関連講演会・講座・展示会の開催、文化財関連刊行物の作成・配布

※1 評価基準

- A：年次計画に記載の取組を全て実施し、「展開の方向性・ねらい」に記載の成果を得ている。かつ、「計画期間終了時点における到達目標」を達成している。
B：年次計画に記載の取組を全て実施し、「展開の方向性・ねらい」に記載の成果を得ているものの、「計画期間終了時点における到達目標」は未達成である。
C：年次計画に記載の取組を一定程度実施しているが、「展開の方向性・ねらい」に記載の成果には不十分であり、「計画期間終了時点における到達目標」も未達成である。
D：年次計画に記載の取組をほとんど実施できていないことから、「展開の方向性・ねらい」及び「計画期間終了時点における到達目標」は未達成である。

※ ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業については、評価を「B※」または「C※」としている。

(参考) 過去の経緯

● H28～R2 **第2期教育振興基本計画の評価**

H28 教育委員会の事業全体のうち、審査委員会が選定する2事業を評価。

(教育委員会・審査委員会ともに審査委員会が選定する2事業を評価)

H29～R2 ・第2期教育振興基本計画実施計画の「重点項目」の単位で評価

・教育委員会は、重点項目(25項目)全てを評価

・審査委員会は、教育委員会が評価した重点項目のうち2項目を再評価
(H29のみ4項目)

【評価対象】

H28 学校給食、Q-Uアンケート

H29 ①図書館(1-3・8-2)

- ②歴史遺産、文化財（2-1・10-2）
- H30 ①学校における働き方改革（関係部局の連携）
- ②教育委員会広報誌「ガク☆チキ」の発行（教育活動や地域活動への参画）
- H31 ①7-1. 市民の自主的な活動の促進に向けた市民ニーズや社会情勢等を踏まえたプログラムの提供
- ②7-2. 関係部局と連携した地域の人材の発掘・育成」・「12-1地域人材の教育活動や地域活動への参画を促すためのしくみづくり
- R2 ①4-2. 特別支援教育に関する連携のしくみの構築
- ②5-2. 教育委員会や学校における危機管理体制の強化

2 令和8年度の評価方法（案）

前年度までの評価の経緯及び前年度の答申※を踏まえ、今年度は以下の評価方法とする。

（1）教育委員会

★前年度の評価方法から評価基準を変更。

- ・第4期教育振興基本計画実施計画の「施策展開の方向性」の単位で評価
- ・実施計画に記載されている全ての項目を4段階で評価
- ・前年度の答申を踏まえ、前年度に比べて進捗があった点も評価すべきであることから、狛江市の内部評価基準との整合性も考慮し、A～Dの各基準を変更
 A：進捗している B：現状維持 C：あまり進捗していない・縮小
 D：全く進捗していない・未実施
 （前年度までの評価基準「A～D」はP2のとおり）

※ R7答申（抜粋）

教育委員会における自己点検・評価について、全体的にもっとよい評価となってもよいと感じる。評価基準は到達目標を達成したかということであるが、到達目標が抽象的であると達成したかどうかを判断するのが難しく、前年度に比べて進捗があったところも評価するような方法もあるのではないかと思うので、今後計画が切り替わるタイミング等で、検討していただけるとありがたい。

（2）審査委員会

★基本的に前年度の評価方法を引き継ぐこととするが、評価項目の選定方法を変更。

- ・はじめに、前年度の取組状況や課題等について、各課（室・館）長による報告の機会を設ける。

- ・教育委員会が評価した項目のうち、1～2項目程度を再評価する。なお、令和3年度から前年度まで、5つの基本方針を順に選定し、基本方針（5）の事業まで再評価したことで、全体を網羅することができた。よって、今年度からは市政を取り巻く状況や社会情勢、新たな教育課題等に応じた評価項目を選定することとする。
- ・評価に当たっては、論点とすべき課題に対応した事業に着目し、実施する。
（評価の視点）
- ・教育委員会の評価は妥当か。
 - ◆取組の実施状況 ◆成果の有無 ◆到達目標への進捗状況
- ・課題は整理されているか、的確に捉えられているか。
- ・課題への対応策は明確にされているか、他に考えられる対応策はないか。

※ R7 答申（抜粋）

教育委員会で実施している諸事業の自己評価についての審査は、多岐に渡るものである。その上で、令和7年度の委員会でも引き続き第1回の会議において、全体を俯瞰する取組として前年度の取組状況や課題等について、各担当部署による報告の機会を設けたことは審査の論議を行う上で有効であった。

論議の元となる各担当部署による事業説明に当たっては、実際の動画や写真を投影する等、取組の様子が非常に分かりやすく説明され、その後のヒアリングも含め委員との相互理解が深まり中身の濃い議論となったと考える。令和7年度は第3期教育振興基本計画における実施事業の最後の評価の年度となるが、今回基本方針（5）の事業まで再評価し、5年間で全体を網羅することができた。令和8年度以降に実施する評価は、新たな第4期教育振興基本計画に基づく実施事業を新しい理念や目標のもと、評価を行っていく。

3 令和8年度の評価対象（案）

前年度までの5年間で基本方針の全体を網羅できたことから、第4期計画の最初となる今年度の評価については、狛江市子どもの権利条例が令和8年4月に施行されたこと、令和7年度新たに教育政策監の配置及び学校教育課教育政策係が設置されたことから、子どもの人権分野、学校のDX分野より、以下の項目を評価することとする。

（1）「1-1-1-1 互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。」

【担当課】指導室

【主な方向性】

- ・教職員を対象に喫緊の人権課題等をテーマとした人権教育研修を実施し、教職員の人権感覚の涵養及び指導力の向上を図る。
- ・児童・生徒への人権教育の具体的推進にあたっては、人権教育推進委員会を通じて、

各学校における人権教育の年間指導計画の充実を図るとともに、人権に関する課題を共有し、適切に人権教育が行われるよう協議する。

- ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。また、各校の人権教育担当者が見識を深め、自校の実践に活かすことができるよう視察研修等の機会を積極的に設ける。

【取組内容】

- ・人権教育必修研修の実施
- ・「狛江市版 教職員の人権感覚チェックリスト」を作成し、市内各小・中学校に周知
- ・「狛江市子どもの権利条例」の「意見を表明する権利」を具現化する取組と、自律的な学校生活を送る児童・生徒の変容を、市内各小・中学校に紹介
- ・人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究を推進し、実践内容を市内各小・中学校に紹介

（２）「1-2-1-1 確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。」

【担当課】学校教育課

【主な方向性】

- ・児童・生徒がデジタル技術を適切に利用できる基礎的な力を育むため、校内におけるデジタル環境の整備とデジタル教材の積極的活用を図るため、タブレット端末を更新するとともに、更新時において、小・中共通化を図る。また、デジタル教材の導入の拡充を検討し、それらを効果的に活用できる校内環境を整える。

【取組内容】

- ・共同調達による学習用タブレット端末の更新
- ・デジタル教科書やミライシードを導入・活用
- ・中学校における採点支援ツールやAIを活用した英語教材等を検討し、令和8年度に一部導入
- ・教職員向けに生成AI利活用ガイドラインを策定
- ・機器入替等の検討に向けたネットワークアセスメントを実施
- ・狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシーを全面改定

第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱） 実行プラン（令和8年度ローリング版）

狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（案） （令和7年度事業）

令和〇年〇月
狛江市・狛江市教育委員会

■ 狛江市教育大綱・第4期狛江市教育振興基本計画 実施計画（令和8年度ローリング版）の概要

1 計画の目的

この計画は、令和7年3月に策定した第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）を着実に推進していくために、狛江市教育委員会と教育機関（学校、公民館、図書館）が、当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするもので、狛江市と狛江市教育委員会が連名で策定するものです。

2 計画期間

教育振興基本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年となりますが、本計画の計画期間は令和8年度から令和10年度までとして3か年の取組内容を明示し、計画内容を見直します。この計画の見直しは、毎年度の予算編成において、市の財政状況や周辺環境の変化、事業の進捗度合いその他の理由により見直した事業展開（予定）を基に、その後の計画内容を見直すものです。

■ 狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和7年度事業）の概要

3 自己評価の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定により、狛江市教育委員会が令和7年度に実施した事業における自己点検及び評価の結果と、学識経験者と市民により構成する狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会による再評価の結果(答申)をまとめたものです。各項目の自己評価と再評価の結果は、今後の教育委員会事業の改善に役立てていきます。

4 教育委員会が行う自己評価

教育委員会が行う各項目の評価は、狛江市教育大綱・第4期狛江市教育振興基本計画実施計画の進捗管理を行い、教育施策の着実な推進につなげることができるよう、狛江市教育大綱・第4期狛江市教育振興基本計画実施計画の項目ごとに行っています。
なお、評価の基準と自己評価欄(4段階評価)の結果は、次のとおりです。

（1）評価の基準

※前年度の答申を踏まえ、前年度に比べて進捗があった点も評価すべきであることから、狛江市の内部評価基準との整合性も考慮し、A～Dの各基準を今年度から変更

評価	評価基準内容
A	進捗している
B	現状維持
C	あまり進捗していない・縮小
D	全く進捗していない・未実施

（2）評価の結果

A…8
B…45
C…0
D…0

今年度の審査委員会では、第４期教育振興基本計画実施計画の「施策展開の方向性」のうち、基本方針「 」より、以下の２項目を再評価しました。結果は、巻末に添付しています。

● ー ー
● ー ー

(2) 開催経過

役職	区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	渡辺 秀貴	創価大学教職大学院教授
副委員長		常盤 豊	多摩美術大学理事
委員	市民委員	惣川 ひさえ	公募市民
		泉 あや子	公募市民

開催回	開催日	主な議題
第1回	令和8年6月18日	諮問、令和7年度取組結果等の報告、令和8年度評価事業の選定について
第2回	令和8年6月25日	再評価について①（●●）
第3回	令和8年6月29日	再評価について②（●●）
第4回	令和8年7月24日	令和8年度審査委員会答申について

直近の計画に照らして各項目の進捗状況を確認できるよう、ページごとに、上部・下部に「狛江市教育大綱・第4期狛江市教育振興基本計画実施計画（令和8年度ローリング版）」の内容を、中部に「狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和7年度事業）」の内容を記載しています。審査委員会による再評価の結果は、巻末に添付しています。

5. 年次計画				
施策展開の方向性		互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。		
コード	1-1-1-1			
事業名	人権教育推進	担当課	指導室	
施策展開の具体的内容		到達目標（令和1年度末）		
・教職員を対象に喫緊の人権課題等をテーマとした人権教育研修を実施し、教職員の人権感覚の涵養及び指導力の向上を図る。 ・児童・生徒への人権教育の具体的な推進にあたっては、人権教育推進委員会を通じて、各学校における人権教育の年間指導計画の充実を図るとともに、人権に関する課題を共有し、適切に人権教育が行われるよう協賛する。 ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。また、各校の人権教育担当者が見識を深め、自校の実践に活かすことができるよう視察研修等の機会を積極的に設ける。		・教職員が適切な人権感覚を身に付け、児童・生徒と良好な人間関係を構築することで、児童・生徒が合理的な安全性を感じている。 ・子どもを権利主体として尊重した学校教育が実現するとともに、児童・生徒が各種人権課題に対する正しい知識を身に付け、自他とともに大切にしようとする姿勢が養われているという評価を90%以上の教職員から得ている。 ・児童・生徒が発達段階に応じて、人権尊重の理念を理解し、差別や偏見のない行動がとれるようになるとともに、子どもの権利条約やこども基本法、（仮称）子ども条例を理解し、権利主体としての自覚が涵養され、地域や社会をよくなるために何かしてみたいと思う児童・生徒が80%以上になっている。		
令和7年度の取組結果・成果		評価	今後の課題・方向性	
・4月に実施した人権教育必修研修を通して、教職員に人権感覚を醸成する機会を得ることができた。 ・人権教育推進委員会では、フィールドワークを取り入れた研修を実施し、教職員が人権教育について学ぶ機会を設けることができた。また、「柏市版 教職員の人権感覚チェックリスト」を作成し、市内各小・中学校に周知した。 ・柏市の教育21研究協力校の和泉小中学校研究発表において、「柏江市子どもの権利条例」の「意見を表出する権利」を具現化する児童教育推進委員会の取組を示し、市内外の学校生活を送る児童・生徒の姿を市内各小・中学校に紹介した。 ・人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究を推進し、実践内容を市内各小・中学校で紹介した。		B	・引き続き、学校等における人権教育推進上の課題を明確にし、課題及び学校や教員からのニーズに即した内容の人権教育必修研修会を開催する。人権教育推進委員会においては、課題設定に基づく研究及び教職員への人権教育の充実のための啓発を効果的に行えるようにするため、様々な活動方法を取り入れていく。 ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。	
取組内容		年次計画		関連する予算事業
	R 8	R 9	R 10	
① 人権教育推進	・人権尊重教育推進校の指定 ※R 6～R 8年度：緑野小学校 ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各小・中学校）	・人権尊重教育推進校の成果の普及・啓発（R 9～R 10） ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各小・中学校）		・教育研究推進 ・人権尊重教育推進校
② 人権教育研修	・教職員に対する全体研修 ・教職員に対する階層別研修			
③ 子どもの権利の理解促進	・各学校における児童・生徒への子どもの権利条例の理解促進の取組			関連計画等 ・柏江市人権施策推進指針 ・柏江市男女共同参画推進計画 ・第3期にまえる子ども・若者支援プラン
④ スクールハラスメント防止	・教職員に対する研修の取組			

取組全体を示す事業名

施策展開していくための 具体的内容

前年度の取組結果・成果、
評価、今後の課題等
※自己点検・評価

具体的な取組内容

各年度（３年間）で具体的に
取り組む内容を示す年次計画

担当課を記載

計画期間終了時点(令和11年度末)における
到達目標

取組内容を実施
する予算事業名

※上位計画の狛江市
後期基本計画等は記
載していません。

7 個別施策一覧

第4期狛江市教育振興基本計画						
コード	基本方針	施策	施策展開の方向性	評価	担当課	ページ
1-1-1-1	1 子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成	(1) 生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育	① 互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。	B	指導室	5
1-1-2-1			② 自ら道徳的な価値観を問い、他者と協働しながら、よりよい生き方を目指す道徳教育を推進します。	B	指導室	6
1-1-3-1			③ いじめ防止等の対策や自殺防止対策に資する取組を推進します。	B	指導室	7
1-2-1-1		(2) 主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成	① 確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。	A	学校教育課	8
1-2-1-2				B	指導室	9
1-2-2-1			② 異なる価値観を乗り越え関係を構築する力や新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。	B	指導室	10
1-2-3-1			③ 安全や防災に対する意識と社会に貢献できる資質・能力をはぐくむ教育を推進します。	B	指導室	11
1-3-1-1		(3) 子どもの健康と体力づくりの推進	① 健康で充実した生活を送るための知識や行動力を養う教育を推進します。	B	指導室	12
1-3-2-1			② たくましく生きるために必要な体力を養い、健やかな体をはぐくむ教育を推進します。	B	指導室	13
1-4-1-1		(4) グローバル社会で活躍する人材の育成	① 持続可能な社会の創り手となり、グローバル社会で活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。	B	指導室	14
1-4-2-1				B	指導室	15
1-4-2-2			② 日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力を養い、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。	B	社会教育課	16
1-4-3-1				B	学校教育課	17
1-4-3-2			③ 芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操・芸術教育を推進します。	B	指導室	18
2-1-1-1	2 子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進	(1) インクルージョンの推進		B	指導室	19
2-1-1-2			① 子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。	B	教育支援課	20
2-1-1-3				B	学校教育課	21
2-1-2-1			② 子どもや保護者の意向を尊重し、適切な就学や支援につなげます。	B	教育支援課	22
2-1-3-1			③ 合理的配慮の下、医療的ケアが必要な子どもの就学を支援します。	B	教育支援課	23
2-2-1-1		(2) 多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実	① 様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。	B	指導室	24
2-2-1-2				B	教育支援課	25
2-2-2-1				B	指導室	26
2-2-2-2			② 多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。	A	教育支援課	27
2-2-2-3				A	公民館	28
2-2-3-1			③ 外国籍や外国語を母語とする子どもたちへの支援の充実を図ります。	B	指導室	29
2-3-1-1		(3) 子どもの理解・アセスメント機能の充実	① 子どもたちの声をきく体制づくりや、専門的人材を活用した相談体制の機能強化を図ります。	B	指導室	30
2-3-1-2				B	教育支援課	31
2-3-2-1				B	指導室	32
2-3-2-2			② 学校等において、多角的なアセスメントが組織的に行われるよう連携の充実を図ります。	B	教育支援課	33

第4期狛江市教育振興基本計画						
コード	基本方針	施策	施策展開の方向性	評価	担当課	ページ
3-1-1-1	3 家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備	(1) 家庭との連携・地域との協働による学校づくりの推進	① 小・中学校9年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。	A	学校教育課	34
3-1-1-2				B	指導室	35
3-1-2-1			② 情報発信や外部評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実につなげます。	A	学校教育課	36
3-1-2-2				B	指導室	37
3-1-3-1			③ 専門家や地域の教育資源を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。	A	学校教育課	38
3-1-3-2				B	指導室	39
3-2-1-1		(2) 安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備	① 学校施設の計画的改修や修繕を推進し、学校の適正規模等に関する議論を深めます。	A	学校教育課	40
3-2-2-1			② 安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。	B	学校教育課	41
3-2-2-2				B	社会教育課	42
3-2-3-1			③ 学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。	B	指導室	43
3-2-3-2		(3) 学校の力の向上・働き方改革の推進		B	図書館	44
3-3-1-1			① 教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。	B	指導室	45
3-3-1-2				B	教育支援課	46
3-3-2-1			② 学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。	A	学校教育課	47
3-3-2-2				B	指導室	48
4-1-1-1	4 生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進	(1) 学びの環境づくりの充実	① 世代を超えた交流や仲間づくりを支え、公民館の学びや居場所としての機能の充実を図ります。	B	公民館	49
4-1-2-1			② 誰もが身近な場所で主体的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。	B	図書館	50
4-2-1-1		(2) 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実	① 新しい世代に向けた情報発信や多様なニーズに応じた事業を展開し、生涯を通じた学びの機会を提供します。	B	公民館	51
4-2-2-1			② 市立図書館のDX化による利便性向上や図書館機能の充実・機能強化を図ります。	B	図書館	52
4-3-1-1		(3) スポーツを楽しむ環境の整備	① 既存スポーツ施設の計画的な改修や、防災機能も備えた新スポーツ施設の整備を検討します。	B	社会教育課	53
4-4-1-1		(4) 豊かな生活のためのスポーツの推進	① スポーツへの興味・関心を高め、市民の豊かなスポーツライフをサポートします。	B	社会教育課	54
4-4-2-1			② 生涯スポーツの推進を図り、よりよい生活や生きがいづくりにつなげます。	B	社会教育課	55
5-1-1-1	5 歴史・文化への理解と継承	(1) 歴史・文化の継承と人材の発掘	① 文化財等の活用を通じて狛江への愛着をはぐくみ、狛江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。	B	社会教育課	56
5-2-1-1		(2) 史跡や文化財の効果的な活用	① 狛江の歴史や文化を身近に感じられる場所として、古墳等の史跡や古民家園等を効果的に活用します。	B	社会教育課	57

5. 年次計画

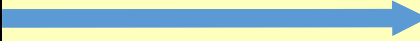
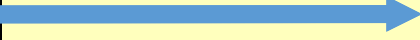
施策展開の方向性		互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。
コード	1-1-1-1	

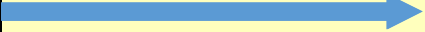
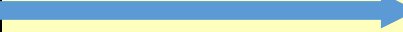
事業名	人権教育推進	担当課	指導室
-----	--------	-----	-----

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・教職員を対象に喫緊の人権課題等をテーマとした人権教育研修を実施し、教職員の人権感覚の涵養及び指導力の向上を図る。 ・児童・生徒への人権教育の具体的推進にあたっては、人権教育推進委員会を通じて、各学校における人権教育の年間指導計画の充実を図るとともに、人権に関する課題を共有し、適切に人権教育が行われるよう協議する。 ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。また、各校の人権教育担当者が見識を深め、自校の実践に活かすことができるよう視察研修等の機会を積極的に設ける。	・教職員が適切な人権感覚を身に付け、児童・生徒と良好な人間関係を構築することで、児童・生徒が心理的安全性を感じている。 ・子どもを権利主体として尊重した学校教育が実現するとともに、児童・生徒が各種人権課題に関する正しい知識を身に付け、自他ともに大切にしようとする姿勢が養われているという評価を90%以上の保護者から得ている。 ・児童・生徒が発達段階に応じて、人権尊重の理念を理解し、差別や偏見のない行動がとれるようになるとともに、子どもの権利条約やこども基本法、（仮称）子ども条例を理解し、権利主体としての自覚が涵養され、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒が80%以上となっている。

令和7年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・4月に実施した人権教育必修研修を通して、教職員に人権感覚を醸成する機会を得ることができた。 ・人権教育推進委員会では、フィールドワークを取り入れた研修を実施し、教職員が人権教育について学ぶ機会を設けることができた。また、「狛江市版 教職員の人権感覚チェックリスト」を作成し、市内各小・中学校に周知した。 ・狛江の教育21研究協力校の和泉小学校研究発表において、「狛江市子どもの権利条例」の「意見を表明する権利」を具現化する児童運営委員会の取組を示し、自律的な学校生活を送る児童・生徒の変容を市内各小・中学校に紹介した。 ・人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究を推進し、実践内容を市内各小・中学校に紹介した。	B	・引き続き、学校等における人権教育推進上の課題を明確にし、課題及び学校や教員からのニーズに即した内容の人権教育必修研修会を開催する。人権教育推進委員会においては、課題設定に基づく研究及び教職員への人権教育の充実のための啓発を効果的に行えるようにするため、様々な活動方法を取り入れていく。 ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。

取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	人権教育推進	・人権尊重教育推進校の指定 ※ R 6～R 8年度：緑野小学校 ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各小・中学校）	・人権尊重教育推進校の成果の普及・啓発（R 9～R 10） ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各小・中学校）		・教育研究推進 ・人権尊重教育推進校
②	人権教育研修	・教職員に対する全体研修 ・教職員に対する階層別研修			
③	子どもの権利の理解促進	・各学校における児童・生徒への子どもの権利条例の理解促進の取組			関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針 ・狛江市男女共同参画推進計画 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン
④	スクールハラスメント防止	・教職員に対する研修の実施			

施策展開の方向性		自ら道徳的な価値観を問い、他者と協働しながら、よりよい生き方を目指す道徳教育を推進します。			
コード	1-1-2-1				
事業名	道徳教育推進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・指導室訪問や授業研究訪問等を通して、「特別の教科 道徳」の授業改善を図り、児童・生徒が自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深められるようにするとともに、教務主任会における協議や教育課程届出相談における指導・助言等を通して、各学校における年間指導計画の充実を図り、道徳的な判断力や心情、実践意欲・態度の向上に資する道徳教育の充実を図る。 ・各学校において道徳授業地区公開講座等を開催するなど、各学校で行われている道徳教育の意義や目的について広く地域と共有することにより、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。			・効果的な授業実践等を通して、児童・生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲・態度が向上し、児童・生徒が主体的に道徳的価値観を形成するとともに、多様な価値観を理解することができている。 ・地域で道徳教育の意義や目的が共有され、児童・生徒の健全育成に向け、学校・家庭・地域社会、青少年健全育成連絡会等が一体となった具体的取組に結びついている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・道徳授業地区公開講座については、授業参観を行った他、講師による講演会、意見交換会、自校の道徳教育に関する情報発信等を行い、保護者や地域の理解向上につなげた。 ・各学校では、各教科や学校行事等と関連付けながら、道徳教育推進担当を中心に道徳授業の充実を図った。 ・狛江市いじめ問題対策委員会を2回開催し、狛江市いじめ防止基本方針の改訂（令和8年2月）にあたり、委員会への諮問や答申を行った。			B	・道徳授業地区公開講座での保護者・地域との意見交換を行う他、学校運営協議会等でも積極的に情報交換、協議を行い、道徳教育の充実を図る。 ・狛江市いじめ問題対策委員会では、狛江市で発生したいじめの件数や狛江市で起きたいじめの事例を基にして、弁護士や児童相談所、警察等を交えた意見交換を行い、いじめの未然防止、早期対応等について協議及び助言を受けていく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	道徳授業の充実	・指導室訪問及び授業研究訪問 ・年次研修等における授業に係る研修	・新しい学習指導要領における授業を踏まえた指導室による授業研究訪問		・いじめ問題等対策推進
②	学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育	・道徳授業地区公開講座等（各学校）	・新しい学習指導要領における授業を踏まえた道徳授業地区公開講座等（各学校）		
③	道徳教育に係る教育課程の改善	・教務主任会における協議 ・各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進	・教務主任会における新しい学習指導要領についての協議 ・各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進		関連計画等

施策展開の方向性		いじめ防止等の対策や自殺防止対策に資する取組を推進します。			
コード	1-1-3-1				
事業名	いじめ及び自殺防止対策		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・WEBQUの結果を踏まえ、児童・生徒が安心安全に生活できるための学級・学校風土づくりを進め、いじめ及び自殺を未然に防止する。また学級経営及び児童・生徒支援に関するコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣）、各種研修会の実施により、WEBQUの活用等の充実を図る。 ・狛江市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針の下、「いじめ」に対し組織的に対応するとともに、狛江市いじめ問題対策委員会（定例会）を年2回開催し、弁護士や児童相談所、警察等を交えた意見交換・協議内容を学校に周知することを通して、いじめ問題への対応力の向上を図る。 ・各学校において、生命の尊さを学ぶ授業や「SOSの出し方に関する教育」を推進し、いじめの未然防止や自殺予防に努めるとともに、生活指導主任会等においてゲートキーパー研修を実施し、児童・生徒の不安や悩みを受け止める体制を構築する。			・WEBQUの活用等により、適切な児童・生徒理解が図られ、学級経営及び児童・生徒支援が的確に行われている。また、WEBQUにおける侵害行為認知群、学級生活不満足群・要支援群について、令和6年度を基準として、全体に占める割合が減少している。 ・各学校のいじめ問題について、狛江市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針等に基づく、適切な対応が講じられているとともに、いじめの認知が正確に行われている。 ・児童・生徒の生命尊重の精神や相互理解が進み、いじめの未然防止が図られるとともに、SOSの出し方に関する教育の推進や教員研修等により、自殺予防に努めている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・狛江市いじめ問題対策委員会では、教育委員会及び学校におけるいじめ問題に係る重点課題に関する取組について協議し、市全体の対応力向上を図るとともに、東京都教育委員会の「いじめ総合対策【第3次】」等を踏まえた、実効性の高いいじめ対策を検討した。 ・令和6年度のWEBQUの結果と比較すると、学級生活不満足群、要支援群が減少した。引き続き、長期休業期間中に、WEBでの相談フォームを作成するなど、学校と連携をより深め、児童・生徒の不安や悩みを解消できるような場や機会を増やすよう努めていく。			B	・狛江市いじめ問題対策委員会では、狛江市で発生したいじめの件数や狛江市で起きたいじめの事例を積極的に取り入れながら、弁護士や児童相談所、警察等を交えた意見交換を行った。 ・WEBQUの侵害行為認知群、学級生活不満足群の割合は減少しているが、引き続きいじめ等の未然防止のため、よりよい学年集団、学級集団を形成する必要がある、小学校では学年担任制、教科担任制を効果的に推進する。 ・生活指導主任会において、引き続き、各学校の情報共有を図り、いじめ防止や自殺予防対策について共通理解を図っていく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	児童・生徒のアセスメント	・WEBQUの実施（全児童・生徒 年2回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・WEBQUに係る管理職研修 ・児童・生徒のアセスメント及びコンサルティングの成果検証 ・WEBQUの今後のあり方検討	・WEBQUの実施（全児童・生徒 年2回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・WEBQUに係る管理職研修 ・WEBQUの結果についての多面的分析 ・コンサルティングのあり方検討 ・早稲田大学と協働した研究発表		・教育研究推進 ・児童・生徒の実態把握に係る調査 ・いじめ問題等対策推進
②	相談体制の充実	・相談体制の検討・強化 ・各学校における「SOSの出し方に関する教育」の実践 ・生活指導主任会における研修・情報交換 ・デジタルを活用した相談窓口の開設 ・ゲートキーパー研修			関連計画等 ・健康こまえ21（第3次）・食育推進計画（第3次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第2次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・狛江市いじめ防止基本方針
③	いじめ対策の充実	・狛江市いじめ問題対策委員会（年2回） ・教職員に対する階層別研修の実施 ・狛江市いじめ防止基本方針による対策			

施策展開の方向性		確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。			
コード	1-2-1-1				
事業名	G I G Aスクール構想推進		担当課	学校教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・児童・生徒がデジタル技術を適切に利用できる基礎的な力を育むため、校内におけるデジタル環境の整備とデジタル教材の積極的活用を図るため、タブレット端末を更新するとともに、更新時において、小・中共通化を図る。また、デジタル教材の導入の拡充を検討し、それらを効果的に活用できる校内環境を整える。			・児童・生徒が日常的にデジタルツールを活用し、確かな学力の定着に向けた学習を効果的に進められる環境が実現しており、デジタルツールを活用した個別最適な学習が進んでいる。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・共同調達による学習用タブレット端末の更新を滞りなく実施した。 ・デジタル教科書やミライシードを導入・活用したほか、中学校における採点支援ツールやA Iを活用した英語教材等を検討し、令和8年度の一部導入に至った。 ・教材づくり等を効果的・効率的に行えるよう、教職員向けに生成A I利活用ガイドラインを策定した。 ・小・中学校における今後のインターネット利用の拡充を見据え、中期的に安定した通信環境を構築するため、機器入替等の検討に向けたネットワークアセスメントを実施した。 ・懸念される情報セキュリティリスクへの対応を強化するため、狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシーを全面改定した。			A	・学習用タブレット端末の更新及びデジタル教材の活用について、引き続き指導室と連携しながら進める必要がある。 ・ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、ネットワーク機器の更新等を実施することにより、小・中学校における中期的に安定した通信環境を構築する必要がある。 ・教育情報セキュリティ委員会の設置・運用等により、改定したセキュリティポリシーを有効的に運用していく必要がある。 ・都による校務支援システムの共通化や共同調達に対応するため、今後整理されるシステム要件やセキュリティ要件等に適切に対応する必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	タブレット端末更新整備	・共同調達によるタブレット端末更新			・情報教育推進費
②	デジタル教材活用	・デジタル教科書の活用 ・ミライシード（A Iドリル・オクリンクプラス）活用及び活用状況の把握 ・生成A Iも含めた新たなデジタル教材の導入検討・活用			
③	ネットワーク、デジタル環境整備	・学校の通信ネットワーク速度の改善 ・学習用システム（appleTV、電子黒板機能付プロジェクタ等）の関係設備の拡充検討 ・学習用システムの拡充の検討	 ・インターネット利用拡大に伴う、ネットワークアセスメント（セルフチェック）の実施、改善検討		
④	統合型校務支援システム等の導入	・都・他自治体と連携したシステム及びセキュリティ要件の整理	・共同調達への対応（試行導入の検討含む） ・システム稼働及びセキュリティ環境の構築	・校務支援システム等の導入（保護者連絡ツール等の周辺ツールを含む）	関連計画等 ・狛江市DX戦略2.0 ・狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシー

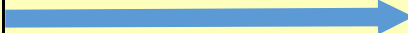
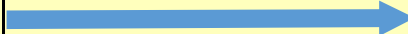
施策展開の方向性		確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。			
コード		1-2-1-2			
事業名		確かな学力の定着		担当課	指導室
施策展開の具体的内容				到達目標（令和11年度末）	
・全国標準学力調査（NRT）、全国学力・学習状況調査、WEBQU等各種調査の結果を活用し、児童・生徒一人ひとりの能力を適切に把握し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善により、質の高い授業を展開する。 ・デジタルを活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、デジタルシチズンシップ教育を推進し、デジタル社会に必要な不可欠な資質・能力の育成を図る。				・「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育により、児童・生徒の論理的思考力やICTを活用した課題解決力を育成が図られ、80%以上の児童・生徒が授業で自分なりに問いや課題を立てて学んでいる。 ・児童・生徒一人ひとりに応じた個別最適な学びと、各々の特長を生かした協働的な学びが実現するとともに、デジタルシチズンシップ教育により、デジタル化の生活への影響について正しい理解が深まり、情報リテラシーや情報モラル等の資質・能力が醸成され、80%以上の児童・生徒がICTの使い方について、保護者と約束したことを守っている。	
令和7年度の実施結果・成果				評価	今後の課題・方向性
・引き続き、WEBQUと全国標準学力調査（NRT）の結果の相関関係を表わした「学力とのクロス集計表」を効果的に活用できるようにし、本取組を推進し、良好な学級集団を形成できるようにした。 ・狛江の教育21研究協力校（和泉小学校）及び狛江市教育研究奨励校（狛江第三小学校・狛江第二中学校）に対し、指導主事等による定期的な支援を行い、研究の質の向上を図った。 ・授業支援アプリ及びデジタルドリルの実証事業の成果を踏まえ、令和7年度から本格導入を図った。				B	・全国標準学力調査（NRT）について、小学校5・6年生（国語・算数）と中学校1・2・3年生（国語・数学・英語）が受験し、観点別の正答率が、全国平均を上回るようにしていく。全国標準学力調査（NRT）の結果分析について、全国学力・学習状況調査との相関を図った分析資料を校長会等で提供し、授業改善に努める。また、質問紙調査の分析資料を提供し、各学校における学習・生活指導上の成果と課題を明らかにする。 ・今後一人一台端末の活用をさらに推進するために、授業支援のある離島の活用事例を広めていく必要がある。
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R8	R9	R10	
①	各種調査及び結果分析	・全国標準学力調査（NRT） ・全国学力・学習状況調査 ・NRTとWEBQUのクロス集計による結果分析 ・主体的・対話的で深い学びのための意識・実態調査（ScTN）			・教育研究推進 ・児童・生徒の実態把握に係る調査 ・情報教育推進費 ・主権者教育推進
②	一人1台端末の効果的な活用促進	・デジタルドリル、授業支援アプリ等の活用促進と検討 ・教務主任会における情報共有 ・情報教育担当者会（年3回）	・デジタルドリル、授業支援アプリ等の活用促進と検討、変更 ・教務主任会における情報共有 ・情報教育担当者会（年3回）		
③	デジタルシチズンシップ教育推進	・各学校における情報リテラシー教育の推進 ・情報教育担当者会（年3回）（再掲）			
④	プログラミング教育推進	・各学校における新たなプログラミング教材の活用			関連計画等 ・狛江市DX戦略2.0

施策展開の方向性		異なる価値観を乗り越え関係を構築する力や新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。			
コード	1-2-2-1				
事業名	新しい価値を創造する力の育成		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・各学校においてE S D年間指導計画に基づく実践を展開するとともに、かけはしプロジェクト委員会を中心に探究的な学びについて研究を推進し、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育む。 ・職場体験等の体験活動を実施するとともに、特別活動を要に各教科等で社会的・職業的自立に向け、発達を促すキャリア教育を推進する。 ・ゲストティーチャーによる講演等により、児童・生徒が政治や社会、自らの権利等について理解を深めるとともに、主権者として必要な資質・能力を育む教育を推進する。			・児童・生徒が持続可能な社会を目指し、身近な課題に対し、探究的かつ協働的に学んでいる。 ・外部人材や関係機関と連携し、職場体験をはじめとする体験活動に取り組むことで、児童・生徒が学校での学びの意義を理解し、主体的に学習に取り組んでいる。 ・児童・生徒が政治や社会、自らの権利等について理解を深め、積極的な学校生活の構築や社会参画に対する意識が醸成され、小・中学校で継続してマイキャリアノートが作成されている。		
令和7年度の実組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・各学校でE S Dの年間指導計画を適宜見直しを行い、より効果的な教育課程を編成することができるよう指導・助言を継続することができた。 ・各学校においてE S D年間指導計画に基づく実践を展開するとともに、かけはしプロジェクト委員会を中心に探究的な学びについて研究を推進した。その中で狛江第一小学校において「自ら問いをもち、解決に向けて取り組む児童・生徒の育成」の研究主題の基、カリキュラムデザインを考えた授業実践をした。			B	・小・中学校の先進的・現代的な教育課題を取り上げながら実施していく「かけはしプロジェクト委員会」ではあるが、課題を解決するより、成果を挙げて課題を縮小していくことが大切である。そのため課題を数年で変更していくことについても検討を重ねていく必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	持続可能な社会の創り手の育成	・E S D年間指導計画に基づく教育活動の展開及び見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し	・E S D年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ）		・小・中連携の更なる推進 ・主権者教育推進
②	キャリア教育推進	・各学校におけるキャリア教育年間指導計画に基づく教育活動の展開 ・職場体験（各学校） ・進路指導主任会における情報交換（年5回） ・キャリアパスポートの活用	・各学校におけるキャリア教育年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し ・職場体験（各学校） ・進路指導主任会における情報交換（年5回） ・キャリアパスポートの活用		
③	主権者教育推進	・ゲストティーチャーを招へいした主権者教育（中学校） ・主権者教育推進協議会（教務主任会内）			関連計画等 ・狛江市総合的な主権者教育計画（第2期）

施策展開の方向性		安全や防災に対する意識と社会に貢献できる資質・能力をはぐくむ教育を推進します。			
コード	1-2-3-1				
事業名		安全教育・防災教育推進		担当課	指導室
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・各学校において学校や家庭・地域が一体となった各種訓練や災害ボランティア教育等、生活安全・交通安全・災害安全の3領域にバランスよく取り組むとともに、生活指導主任会で各種の安全教育に関する情報交換・協議等を通して、災害や事故等の発生・対処の理解、犯罪防止等、学校内外における生活全般に関する安全教育を充実させる。 ・各学校において児童・生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、文部科学省及び内閣府、東京都作成教材等を活用しながら「生命（いのち）の安全教育」を推進する。			・日常的に危険を予測し回避する能力だけでなく、学校や家庭・地域が一体となった防災教育や安全教育によって、児童・生徒が他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けている。 ・児童・生徒の生命尊重の精神の涵養や相互理解が進み、自らの生命（いのち）を大切にするとともに、全ての生命（いのち）の大切さを知り、学校や社会におけるいじめや性暴力等が未然に防がれている。		
令和7年度の取組結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・各学校において学校や家庭・地域が一体となった各種訓練や災害ボランティア教育等、生活安全・交通安全・災害安全の3領域にバランスよく取り組んだ。生活指導主任会で情報交換・協議等を通して、災害や事故等の発生・対処の理解、犯罪防止等、学校内外における生活全般に関する安全教育に係る研修を重ねることができた。 ・各児童・生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、文部科学省及び内閣府、東京都作成教材等を活用しながら「生命（いのち）の安全教育」を推進した。		B	・各学校がセーフティ教室のテーマを毎年変更し、児童・生徒が安全について多面的に捉えられるようにする。 ・「生命（いのち）の安全教育」については、児童・生徒が自らSOSサインを出せるように、学校が繰り返し、丁寧に指導していく必要がある。 ・教職員の服務事故未然防止のため、指導室からの情報発信や学校訪問を通して、引き続き教職員の服務事故への理解啓発を促していく。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	安全教育推進	・年間指導計画に基づく安全指導、避難訓練（月1回）（各学校） ・セーフティ教室（年1回以上）（各学校） ・生活指導主任会における研修・情報交換			
②	性被害・性加害の防止	・「生命（いのち）の安全教育」及び「SOSの出し方に関する教育」の徹底（各学校） ・教職員の服務事故防止研修（年2回以上）			関連計画等 ・狛江市地域防災計画 ・健康こまえ21（第3次） ・食育推進計画（第3次） ・いのち支える狛江市自殺対策計画（第2次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・学校安全計画（各学校）

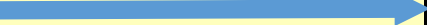
施策展開の方向性		健康で充実した生活を送るための知識や行動力を養う教育を推進します。			
コード	1-3-1-1				
事業名	健康教育推進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・令和5・6年度かけはしプロジェクト委員会の研究成果を生かし、健康教育に係る小・中一貫した取組を推進するとともに、家庭や地域と協働し、自ら進んで体力の向上を図る児童・生徒を育成する。 ・各学校において栄養教諭や地域人材等を活用した食育、外部人材等を活用したがん教育、専門家による薬物乱用防止等を実施し、児童・生徒が自ら健康を守るための正しい知識を身に付けることができるようにする。			・児童・生徒が日常的に体力づくりに努め、健康で充実した生活を送ることができているとともに、健康に関する知識や健康を守るための行動力を正しく身に付けている。 ・児童・生徒が自らの健康状態を理解するとともに、正しい食習慣や健康的な日常生活、適切な運動習慣を身に付け、健康の保持・増進に努めている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・学校訪問等や各種研修会の機会を通して、教育課程に位置付けた小・中連携を意識した体力向上の効果的な取組へ指導・助言できた。 ・かけはしプロジェクト委員会では「探究的な学び」について研究を推進し、小・中学校が連携しながら効果的に推進することができた。 ・がん教育については、がん専門家や学校医による講話を通じて、健康についての理解を深められた。また、食に関する指導も同様に、学級活動等で栄養士と調理員を活用した学習を進めることができた。			B	・児童・生徒の体力向上とかけはしプロジェクト委員会のテーマを結び付けながら、各小・中学校において工夫して実施していく必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	小・中連携推進	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し ・各ゾーンの取組についての情報共有	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ） ・各ゾーンの取組についての情報共有		・小・中連携の更なる推進 ・学校保健衛生費 ・学校給食費
②	健康維持増進及び自己管理能力の育成	・年間指導計画に基づく食育の推進（各学校） ・外部人材等を活用したがん教育の推進（各学校） ・各学校における薬物乱用防止教室（各学校）			
③	生活習慣等の改善	・東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（全学年）及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小5・中2）の結果の分析及び家庭への発信 ・運動機会の確保と運動習慣の定着を図る取組の実施			関連計画等 ・健康こまえ21（第3次）・食育推進計画（第3次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第2次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・学校保健計画（各学校） ・食に関する指導の全体計画（各学校）

施策展開の方向性		たくましく生きるために必要な体力を養い、健やかな体をはぐくむ教育を推進します。			
コード		1-3-2-1			
事業名		体力向上		担当課	指導室
施策展開の具体的内容				到達目標（令和11年度末）	
・令和5・6年度かけはしプロジェクト委員会の研究成果を生かし、健康教育に係る小・中一貫した取組を推進するとともに、家庭や地域と協働し、自ら進んで体力の向上を図る児童・生徒を育成する。（再掲） ・学校訪問、年次・職層研修、小・中学校教育研究会等において体育の授業に関する指導・助言を行い、児童・生徒が運動の楽しさや喜びを味わえる授業の実現を図る。				・児童・生徒が日常的に体力づくりに努め、健康で充実した生活を送ることができているとともに、健康に関する知識や健康を守るための行動力を正しく身に付けている。（再掲） ・体育授業の充実をはじめ、児童・生徒が日常的に体力づくりに努めている。	
令和7年度の実施結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・年間を通して授業改善について、また、教育課程に位置付けた小・中連携を意識した体力向上の効果的な取組について指導・助言することができた。 ・体力テストの結果からは、全国平均に比べ、小学校男子は「50m走」、中学校男子は「20mシャトルラン」が高く、中学校女子は「持久走」「20mシャトルラン」等が全国平均を上回っている。一方で、小学校女子は全国平均に満たない種目が多く、「20mシャトルラン(持久力)」「長座体前屈(柔軟性)」に特に課題が見られた。			B	・かけはしプロジェクト委員会では「探究的な学び」について研究を推進し、小・中学校が連携しながら実施してきた。その一方で、かけはしプロジェクト委員会の取組を適宜教職員に発信することを通し、全学校で探究的な学びを効果的に共有することを推進していく必要がある。 ・体力テストの結果から小学校女子の体力向上について、対策を講じていく必要性があり、各学校でも学校毎の取組を検討できるように支援していく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	小・中連携推進（再掲）	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し ・各ゾーンの取組についての情報共有	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ） ・各ゾーンの取組についての情報共有		・小・中連携の更なる推進 ・教育研究推進
②	体育授業改善	・学校訪問、小・中学校教育研究会等における指導・助言 ・若手教員研修等における体育実技研修			
③	体力向上の取組推進	・東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（全学年）及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小5・中2）の結果の分析及び家庭への発信（再掲） ・朝や昼休みの活用、なわとびや持久走大会等（各学校での実施及び情報共有）			関連計画等

施策展開の方向性		持続可能な社会の創り手となり、グローバル社会で活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。			
コード	1-4-1-1				
事業名	グローバルで活躍できる資質・能力の育成		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・各学校において、E S D年間指導計画に基づく教科等横断的な取組を推進し、S D G sの理念等を踏まえた持続可能な社会の創り手を育成する。 ・外国語指導助手（A L T）とのチーム・ティーチング、東京グローバルゲートウェイ（T G G）の活用、オンラインスピーキングトレーニングの実施等を通して、外国語教育の充実とコミュニケーション能力の向上を図る。			・児童・生徒が多様な他者と関わり、理解する体験活動等を重ねることを通して、持続可能な社会の実現の観点から、社会的事象に関心を持ち、環境・経済・社会等の課題について問題意識をもっている。 ・児童・生徒が外国語等の多様な言語に関心をもち、自ら積極的に様々な人たちとコミュニケーションを図り、90%以上の保護者から外国語の学習に児童・生徒が楽しく取り組んでいるという評価を得ている。		
令和7年度の実施結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、引き続き、全小・中学校でT G Gでの体験授業を実施した。 ・外国語指導助手（A L T）と連携しながらチームティーチングを実施し、英語の発音等について指導するとともに、英語が伝わる喜びを味わうことができるように取り組んだ。			B	・デジタル教科書やI C Tを活用しながら小学校においては外国語に親しむための学習として、中学校では外国語の教科としての学習のための授業を展開していく必要がある。 ・かけはしプロジェクト委員会における研究を学校において必要のあるものとして捉えていく必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	持続可能な社会の創り手の育成（再掲）	・E S D年間指導計画に基づく教育活動の展開及び見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し	・E S D年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ）		・小・中連携の更なる推進 ・国際理解教育促進
②	外国語教育推進	・外国語力向上に向けた体験活動 ・外国語指導助手（A L T）の活用及び検討 ・東京グローバルゲートウェイ（小・中）訪問及び検討 ・オンラインスピーキングトレーニング（中）活用及び検討 ・英会話アプリケーションのモデル実施及び検討 ・デジタル教材等の活用（各学校）	・外国語力向上に向けた体験活動 ・外国語指導助手（A L T）の活用 ・英会話アプリケーションの利用 ・デジタル教材等の活用（各学校）		関連計画等

施策展開の方向性		日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力を養い、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。			
コード	1-4-2-1				
事業名	地域学習推進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・各学校において、E S D年間指導計画に基づく教科等横断的な取組を推進し、S D G sの理念等を踏まえた持続可能な社会の創り手を育成する。（再掲） ・小学校3・4年生向けの社会科副読本「わたしたちの狛江市」を隔年で改訂を行うとともに、適切に指導できるよう教員向け資料を作成する。			・E S Dの取組をはじめ、社会科や生活科、総合的な学習の時間等における地域学習を通して、地域社会の一員としての自覚を持つとともに、グローバル社会の一員として、自らの国や郷土を愛する心の涵養が図られ、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒が80%以上となっている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、地域とともに学校の課題等の解決を図り、地域とともにある学校づくりを推進することができた。 ・社会科副読本を活用した授業をすすめ、その結果から次年度の改訂に向けてまた検討することができた。			B	・社会科副読本の改訂に向けて、新学習指導要領も見据え内容も検討しながら進めていく。 ・各校の地域学校協働活動の取組について、引き続き各校で地域と連携しながら進めていく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	持続可能な社会の創り手の育成（再掲）	・E S D年間指導計画に基づく教育活動の展開及び見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し	・E S D年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ）		・副読本関係費 ・地域学校協働活動推進事業
②	地域学習推進	・社会科副読本の改訂及び活用 ・地域人材を活用した特別授業等（各学校） ・地域学校協働活動の活用等（各学校）	・社会科副読本の活用 ・地域人材を活用した特別授業等（各学校） ・地域学校協働活動の活用等（各学校）		関連計画等

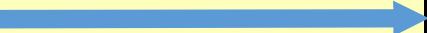
施策展開の方向性		日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力を養い、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。			
コード	1-4-2-2				
事業名	伝統・文化や歴史の理解促進		担当課	社会教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・こまえ文化財ガイドを活用した小学校への出前授業や小・中学生を対象とした体験学習等を通じて、子どもたちに狛江の伝統・文化や歴史に触れる機会を提供していく。			・子どもたちの狛江の伝統・文化や歴史に対する関心がより高まっている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
こまえ文化財ガイド1～3を作成し、それぞれ小学校3・6年生、中学校1年生の全児童・生徒に配布した。併せて、市内の小学校6年生を対象に、狛江の遺跡について解説し、出土した遺物に触れてもらう出前授業を全校全学級で実施した。 また、市と成城学園の包括連携協定に基づき、成城学園初等学校6年生を対象に出前授業を実施した。このほか、子どもを対象にした体験教室等については、夏期休暇の期間に、勾玉づくり教室を3回、縄文土器を観察する考古学教室を2回実施し、計61人の参加があるなど、小・中学生に対して狛江の歴史や文化財に触れる機会を提供することで、子どもたちの狛江の歴史や文化財に対する関心につなげた。 古民家園では、小学校3年生を対象に、古民家や民具等を通じて昔の暮らしに触れる体験学習を全校全学級で実施した。また、こどもの日のイベントに合わせて生け花の体験教室を実施したほか、カマドでの炊飯を観察する体験教室を実施するなど、小・中学生に対して日本や狛江の伝統文化・生活文化に触れる機会を提供することで、子どもたちの日本や狛江の伝統・文化に対する関心につなげた。			B	・小学校3年生を対象にした体験学習、小学校6年生を対象にした出前授業は、全校全学級で実施する。子どもたちが伝統文化・生活文化に気軽に触れられるよう、参加しやすい体験教室等の仕組みを検討していく。こまえ文化財ガイドについては、内容を見直し、改訂版の作成に向けて取組を進める。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	出前授業	・小学校6年生を対象とした出前授業の市立小学校全校での実施			・文化財保護関係費 ・古民家園管理運営費
②	体験学習	・小学校3年生を対象とした昔の暮らしに触れる体験学習の実施			
③	体験教室等	・子どもを対象にした歴史や伝統文化・生活文化の体験教室等の実施			
④	こまえ文化財ガイド	・こまえ文化財ガイド1～3の作成と小学校3・6年生、中学校1年生への配布 ・こまえ文化財ガイドの内容見直し	・こまえ文化財ガイド1～3の作成と小学校3・6年生、中学校1年生への配布 ・こまえ文化財ガイド改訂版作成	・こまえ文化財ガイド1～3の作成と小学校3・6年生、中学校1年生への配布	関連計画等

施策展開の方向性		芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操・芸術教育を推進します。			
コード	1-4-3-1				
事業名	音楽体験事業			担当課	学校教育課
施策展開の具体的内容		到達目標（令和11年度末）			
・プロのアーティストによるアウトリーチコンサート（音楽体験事業）やガラコンサート（特別公演）等を実施し、子どもたちが音楽に触れる機会を提供していく。 ・小・中学校の楽器を計画的に修繕・整備し、器楽合奏やプラスバンド等、学校における音楽活動の活発な取組を促す。		・アウトリーチコンサート（音楽体験事業）やガラコンサート（特別公演）等が毎年度実施され、プロの音楽家による演奏に触れることで、子どもたちの音楽的な興味・関心が向上し、情操教育の推進が図られている。 ・各学校では楽器の整備や修繕が適切に行われ、音楽活動への取組が充実している。			
令和7年度の実施結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
小学校4年生及びゆうゆう教室に通う児童・生徒を対象に、全小学校、西河原公民館において、プロの管楽器奏者によるアウトリーチコンサートを実施した。同じアーティストによるエコルマホールでのガラコンサートも実施し、子どもたちにプロの音楽家による演奏に触れる機会を提供することができた。 各学校予算及び全小・中学校への配当予算にて、楽器整備・修繕を行うとともに、こまへん応援寄附金を活用した楽器整備事業として、狛江第六小学校にて新たな楽器を整備した。		B	令和8年度は、引き続きアウトリーチコンサート及びガラコンサートを実施する。当該事業を対象とした補助金が終了となることに伴い、その後の音楽等文化活動のあり方を検討していく。 学校との連携により効果的な楽器整備方法を検討しながら、引き続きこまへん応援寄附金も活用し楽器整備事業を進めていく。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	アウトリーチコンサート	・アウトリーチコンサート（小学4年生・ゆうゆう教室） ・ガラコンサート（エコルマホール） ・音楽体験活動のあり方検討	・音楽等文化活動の実施		・教育振興費 ・「音楽の街－狛江」楽器整備事業
②	楽器修繕・整備	・楽器修繕（全小・中学校） ・こまへん応援寄附金による楽器整備（三中）	・楽器修繕（全小・中学校） ・こまへん応援寄附金による楽器整備（各年度1校ずつ実施）		関連計画等

施策展開の方向性		芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操・芸術教育を推進します。			
コード	1-4-3-2				
事業名	情操・芸術教育推進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・音楽鑑賞教室や小学校連合音楽会を通して、「音楽の街－狛江」としての認識を深めるとともに、創造力や感性等豊かな心を育成する。 ・特別支援学級連合展覧会や東京都公立美術展覧会等、一堂に会する発表及び鑑賞の機会を設け、児童・生徒の豊かな情操を培い、造形的な表現力等の向上を図る。 ・狛江市文化振興事業団による絵手紙教室の実施等、狛江らしい芸術文化活動等を通して、狛江への郷土愛を育む。			・児童・生徒が芸術に身近に触れる機会を通し、創造力や感性等豊かな心が育まれ、芸術・文化に対する理解が深まっている。 ・狛江らしい芸術文化活動等を通して、児童・生徒に狛江への郷土愛が育まれているとともに、教職員が狛江の芸術文化に触れる機会を大切にしている。		
令和7年度の実施結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・子どもたちに狛江市文化振興事業団による絵手紙教室の実施等、狛江らしい芸術文化活動等を通して、狛江への郷土愛を育むとともに、教員に対しても初任者夏季集中研修等で絵手紙教室を実施し、絵手紙について理解する機会を設けることができた。			B	・芸術を身近に感じ取ることができるよう体験的な活動を推進する。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	情操・芸術教育の推進（音楽）	・連合音楽鑑賞教室（小6・中2） ・小学校連合音楽会（小5） ・地域行事参加（市民まつり等）			・連合行事・音楽鑑賞関係費
②	情操・芸術教育の推進（図画工作・美術）	・特別支援学級連合展覧会 ・東京都公立美術展覧会への参加			
③	狛江の文化理解推進	・絵手紙教室（各学校、隔年実施） ※狛江市文化振興事業団			関連計画等

施策展開の方向性		子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。			
コード	2-1-1-1				
事業名	特別支援教育の推進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、特別支援教育悉皆研修、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して、通常の学級等における個に応じた指導の充実を図る。特別支援学級・教室代表者会における研修や情報交換、協議等を通して、特別支援学級や特別支援教室の指導の充実や、地域特別支援教育推進連絡協議会の協議内容を校長会等を通じて、各学校にフィードバックする等、学校や地域における特別支援教育に係る課題解決に向けた取組を推進する。 ・東京都立特別支援学校と連携を図り、副籍制度による交流活動を充実させるとともに、各学校の年間指導計画に基づく人権教育を推進し、共生社会の実現に向けて必要な資質・能力を育成する。			・障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもたちが等しく個に応じた学びを享受するとともに、地域の中で、共に学び、共に体験することで、相互理解が深まり、自他ともに大切にしようとする姿勢が育まれている。 ・副籍交流や人権教育等を通して、児童・生徒が相互理解を深め、多様性を尊重する共生社会の実現に必要な資質・能力が育まれている。		
令和7年度の実組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・教育支援センターと連携し、校長会や副校長会等において合理的配慮に関する資料提供を行った。（再掲）			B	・個別最適な指導の充実を図る。併せて狛江第三中学校E組及び狛江第三小学校あおば学級とのより効果的な連携の在り方についても検討し、指導方法の情報共有等を行えるようにする。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	誰一人取り残さない特別支援教育推進	・特別支援教育悉皆研修 ・特別支援学校のセンター的機能を活用した連携強化による研修等の充実 ・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会における協議・情報交換及び今後の検討 ・デジタルを活用した個別支援の推進			・特別支援教育推進 ・教育研究推進
②	特別支援学級・教室運営の充実	・東京都立特別支援学校との連携 ・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討（再掲）			
③	関係機関連携	・地域特別支援教育推進連絡協議会における情報交換・協議 ・副籍制度による交流活動推進			関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

施策展開の方向性		子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。			
コード	2-1-1-2				
事業名	特別支援教育推進		担当課	教育支援課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住地域と直接又は間接的な交流ができるよう副籍制度の活用を促す。 ・通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒に対し、医師、作業療法士等の専門家がチームで、行動観察等を行い、教員等へ今後の指導方針等を助言等する巡回相談により、学校内の指導体制の充実を図る。			・東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒にとって、地域とのつながりの中で安心して過ごせる環境が整うとともに、地域全体に特別支援教育の理解が図られている。 ・教員の特別支援教育に対する理解が深まるとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援・指導ができています。		
令和7年度の実施結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・都立特別支援学校への就学希望者に対し、就学相談の場で副籍交流について説明を行い周知を図ったが、地域の学校との直接的な交流を希望する保護者は少なかった。 ・医師、作業療法士等の専門家チームの巡回相談を市立小・中学校10校において、専門家11名が延べ73回実施し、教員等へ今後の指導方針について助言を行い、学校内の指導体制の充実を図った。			B	・副籍の直接交流は、送迎や付き添いを保護者が行う必要があるなど、保護者の負担が大きいため、直接的な交流を希望する保護者は少ない。保護者負担の軽減等の制度の見直しが必要である。 ・巡回相談については、特別支援教室の制度が始まる前から実施しており、学習障がい等のある児童・生徒への対応方法について一定の役割を果たしてきた。類似の課題を持ったケースも多く、助言等もパターン化しているが、同様の課題について助言を求められる。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	副籍制度	・副籍制度の案内及び活用促進			・特別支援教育推進
②	特別支援教育巡回相談	・学校への専門家チーム（医師、作業療法士等）派遣			関連計画等 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。			
コード	2-1-1-3				
事業名	学校施設環境整備（ユニバーサルデザイン）			担当課	学校教育課
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・学校施設の改修や修繕において、ユニバーサルデザインを考慮し、環境整備を進めていく。			・学校施設において、ユニバーサルデザインの対応や支援が必要な児童・生徒に対する必要な環境整備が進んでいる。		
令和7年度の取組結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・概ね計画どおりに事業を実施し、快適で効果的な学びが実現できる学校環境の整備につながった。ユニバーサルデザインの考え方を基に改修工事を行うとともに、必要に応じて支援が必要な児童・生徒に対する環境整備を行った。また、今後の改修工事のために必要な設計業務を行った。 ・建物シーリング改修、屋外スロープ設置、照明LED化等（五小） ・空調設備工事（緑野小） ・受変電設備改修工事（和泉小、四中） ・大規模改修工事基本設計（六小）、大規模改修工事実施設計（三中）		B	・各学校の改修状況を的確に把握するとともに、狛江市公共施設整備計画で示されている令和16年度以降に予定される建替えスケジュールも見据えながら、「魅力ある学校づくり推進連絡協議会」での意見等も踏まえ、必要な工事・修繕を計画的に実施していく。 - また、工事・修繕の際は、ユニバーサルデザインの導入や特別な支援が必要な児童・生徒への対応、防災機能の強化、プール施設のあり方への対応等を検討する。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	小・中学校施設改修工事	・大規模改修工事（三中）	・大規模改修工事（六小・緑野小・三中） ・空調設備整備工事（一中・四中）		・小・中学校既存施設改修工事（施設課） ・小・中学校学校維持管理費
②	小・中学校施設修繕	・適宜的確な修繕の実施（ユニバーサルデザイン等の対応）			関連計画等 ・狛江市公共施設整備計画 ・狛江市第1次地域共生社会推進基本計画

施策展開の方向性		子どもや保護者の意向を尊重し、適切な就学や支援につなげます。			
コード	2-1-2-1				
事業名		就学支援		担当課	教育支援課
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
- 適切な就学に向けて、教育や医療、保健、福祉等の関係機関が連携を図り、発達に課題のある子ども等への就学相談を実施し、本人や保護者の意向を最大限尊重しつつ、子ども一人ひとりの状況に合わせた就学先につなげる。 - 各種特別支援学校等の情報収集・提供を通じて、児童・生徒の障がい特性に応じた支援が受けられるよう進路相談に応じる。			- 子ども本人や保護者の意向を踏まえつつ、子どもの成長・発達段階や特別な支援の必要性に応じた適切な教育を受けられている。 - 児童・生徒一人ひとりの特性を生かした強みや課題を改善する指導等を通じて希望する進路の実現に寄与できている。		
令和7年度の取組結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
適切な就学に向けて、本人や保護者の意向を最大限尊重しつつ、発達に課題のある子ども等へ就学相談を実施（小学校就学83件、小学校転学61件、中学校就学52件、中学校転学6件）し、子ども一人ひとりの状況に合わせた就学先等につなげた。就学相談の中で各種特別支援学校等について情報提供し、児童・生徒の障がい特性に応じた支援が受けられるよう進路相談に応じた。		B	特別支援教室については、原則1年の利用となっている。毎年、年度末に特別支援教室の継続利用が必要か判定を行っているが、実態としては一度利用すると卒業するまで利用する児童・生徒が多いため、利用総数が過大になっている。特別支援教室利用者数の適正化について、学校と連携が必要である。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	教育相談	- 発達等相談（専門教育相談員） - 障がい特性に応じた相談支援 - 特別支援学校等の情報収集・提供			- 就学相談関係費 - 教育相談関係費
②	就学相談	就学相談（就学相談専門員）			
③	就学支援委員会	- 就学支援委員会（定期実施） - 適正な進路先の検討・判定			関連計画等 第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		合理的配慮の下、医療的ケアが必要な子どもの就学を支援します。			
コード	2-1-3-1				
事業名	医療的ケア児支援		担当課	教育支援課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・日常生活において医療的ケアが必要な子どもが、合理的配慮の下で安心して地域の学校に通えるよう、保護者や学校とも協議しながら、就学に向けた準備を行うとともに、就学後も、保護者等と連携しながら、専門的な知識や技術を有する看護師等の専門職を派遣し、必要な医療的ケアを行う。			・日常生活において医療的ケアが必要な子どもが安心して学校に通える体制が整備され、医療的ケア児の教育を受ける権利が尊重されている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・日常生活において医療的ケアが必要な児童2名に対して、合理的配慮の下で安心して学校に通えるよう専門的な知識や技術を有する看護師の派遣を行い必要な医療的ケアを行った。			B	・引き続き、日常生活において医療的ケアが必要な児童・生徒に対して、合理的配慮の下で安心して学校に通えるよう専門的な知識や技術を有する看護師の派遣を行い必要な医療的ケアを行う。また、医療的ケアが必要な児童の情報を事前に入手し、就学相談を勧めるとともに、合理的配慮の下、可能な限り受入れを検討し、円滑に学校生活がスタートできるよう準備等を行っていく。就学後は、看護師を在籍校へ派遣する等、円滑な学校生活が送れる体制の整備を図るとともに、医療的ケアの内容によっては、成長過程に応じて子ども自らが医療的ケアを行えるよう学校及び家庭と連携を図っていく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	就学支援	・保護者や学校との協議による就学先の検討 ・就学に向けた適切な支援			・医療的ケア児支援事業
②	医療的ケア	・学校における医療的ケア（看護師等専門家派遣）			関連計画等 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

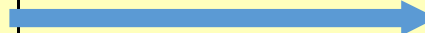
施策展開の方向性		様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。			
コード	2-2-1-1				
事業名	誰一人取り残さない教育の推進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、特別支援教育全体研修、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して、通常の学級等における個に応じた指導の充実を図る。（再掲） ・生活指導主任会、不登校・教育相談対策委員会、スクールカウンセラー連絡協議会等を通して、関係機関が連携しながら不登校の未然防止及び不登校児童・生徒対応等について情報交換・協議し、児童・生徒の社会的自立に向けた効果的な支援を行えるようにする。教務主任会や研究主任会等において、各学校における子どもを主語にした個別最適な学びの実践について情報交換・協議等を行い、児童・生徒が主体的な学びを行えるようにする。			・児童・生徒が自身の興味・関心、特性等に合わせた個別最適な学びを展開している。 ・不登校が生じない魅力ある学校づくりが進展しているとともに、不登校児童・生徒に対して個に応じた学びのサポート体制が整えられている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・6月と11月のふれあい月間では、学校のいじめに対する取組や実態について調査を行った。年間3回実施を計画している、いじめに関する授業について、認識不足が原因で実施したにも関わらず「実施できていない」という回答をした学校が複数あった。調査では、学校の課題等も明らかにしながら、具体的改善策を見出し、実行できるようにした。			B	・生活指導主任会において、引き続き、各学校の情報共有を図り、いじめ防止や自殺予防対策について共通理解を図っていく。 ・不登校対応巡回教員による不登校生徒への支援を継続するとともに、校内体制等への助言を計画的に行う。 ・子ども家庭部、フリースクール等、居場所を提供する法人等と連携し、子ども一人一人に合った多様な教育の場を提供する取組が必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	誰一人取り残さない特別支援教育推進（再掲）	・特別支援教育全体研修 ・特別支援学校のセンター的機能を活用した連携強化による研修等の充実 ・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会における協議・情報交換及び今後の検討 ・デジタルを活用した個別支援の推進			・特別支援教育推進 ・教育研究推進
②	不登校対策の推進	・不登校・教育相談対策委員会における情報交換・協議（年3回） ・生活指導主任会における研修・情報交換（再掲） ・不登校対応巡回教員の活用 ・デジタルを活用した不登校支援 ・学びの多様な学校及びチャレンジクラスの設置検討		・不登校・教育相談対策委員会における情報交換・協議（年3回） ・生活指導主任会における研修・情報交換（再掲） ・不登校対応巡回教員の活用 ・デジタルを活用した不登校支援 ・学びの多様な学校又はチャレンジクラスの設置	
③	スクールカウンセラーの活用推進	・スクールカウンセラー全員面接 ・スクールカウンセラー連絡協議会（年2回） ・スクールカウンセラー配置派遣のあり方の検討			
④	個別最適な学びに係る授業改善推進	・教務主任会における実践例等の情報交換・協議及び好事例の発信 ・研究主任会における実践例等の情報交換・協議及び好事例の発信 ・各種研究発表及び発表会への参加			関連計画等

施策展開の方向性		様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。			
コード		2-2-1-2			
事業名		個に応じた支援		担当課	教育支援課
施策展開の具体的内容				到達目標（令和11年度末）	
・特別支援学級に在籍する支援の必要な児童・生徒に対し、身辺自立を目的とした生活習慣の指導や学習、集団行動、登下校時の指導等を行う介助員を配置することなどにより、学級における支援・指導体制の充実を図る。 ・通常学級等に在籍する支援の必要な児童に対し、移動や身辺の介助、指導の補助等を行う支援員を配置し、校内生活の安定と適切な教育環境を提供する。				・特別支援学級に在籍する児童・生徒一人ひとりが、学習上又は生活上の困難を克服し自立に向かう環境が整っている。 ・通常の学級に在籍する児童が学校生活の補助等により適切な教育環境のもとで、指導・支援が受けられている。	
令和7年度の取組結果・成果				評価	今後の課題・方向性
・身辺自立を目的とした生活習慣の育成指導や学習、集団行動、登下校時の指導等を行う介助員を狛江第一小学校、緑野小学校、狛江第一中学校、狛江第三中学校に配置し、特別支援学級に在籍する児童・生徒一人ひとりが、学習上又は生活上の困難を克服し自立に向かう環境を整備するとともに指導の充実や安全確保に努めた。 ・通常学級に在籍し、身体介助等の支援を必要とする児童2名に対し、移動や身辺の介助、指導の補助等を行う支援員を配置し、安全で安定した学校生活及び保護者の負担軽減につなげた。				B	・特別支援教育支援員及び介助員は、支援が必要な児童・生徒数によって年度毎に必要な人数が変化すること、支援員及び介助員の病気や家庭の事情等の突発的な休暇に対応する必要があること、また、障がいの程度や身体の成長に合わせて適切に対応できる介助員が必要であること等、様々な課題があり、人材確保が課題である。ボランティア育成等子ども家庭部と連携を図るとともに、派遣や委託の活用など、人材確保のための方策を検討していく。
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	特別支援教育巡回相談（再掲）	・学校への専門家チーム（医師、作業療法士等）派遣			・特別支援教育推進 ・特別支援学級維持管理費（小・中）
②	体育授業指導者派遣（特別支援学級）	・体育授業指導者による運動機能の向上指導			
③	特別支援学級介助員	・特別支援学級介助員の人員確保及び適正配置			
④	特別支援教育支援員	・特別支援教育支援員の人員確保及び適正配置			関連計画等 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。			
コード	2-2-2-1				
事業名	不登校対策推進			担当課	指導室
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・各学校における組織的な支援体制を整備するため、不登校対応巡回教員（中学校）による不登校生徒支援及び魅力ある学校づくりに係る助言等を適切に行う。誰一人取り残さない教育の実現に向けて、特別支援教育研修、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して、通常の学級等における個に応じた指導の充実を図る。（再掲） ・デジタルドリル及び授業支援アプリを効果的に活用し、全ての児童・生徒が自らのペースで主体的に学習を進められる環境を整備する。			・不登校が生じない魅力ある学校づくりが進展しているとともに、不登校児童・生徒に対して個に応じた学びのサポート体制が整えられている。（再掲） ・学校に限らず、多様な学びの場の中で、全ての児童・生徒に居場所があり、自らのペースで主体的に学びを進めている。		
令和7年度の実績結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・ゆうゆう教室利用児童・生徒の発達特性の多様化が進んでおり、教育支援センター内の専門教育相談員、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、児童・生徒の指導・支援に取り組んでいく。		B	・不登校児童・生徒の増加に伴い、ゆうゆう教室での受入れのほか、必要に応じて、学校や子ども家庭部、フリースクール、居場所を提供する法人等と連携し、子ども一人一人に合った多様な教育の場を提供できるよう取り組む必要がある。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	多様な学び場の創出	・不登校対応巡回教員の活用（再掲） ・指導室、教育支援課、教育支援センター、不登校対応巡回教員との不登校対策に係る協議 ・デジタルを活用した不登校支援（再掲） ・フリースクール等との連携 ・学びの多様な学校及びチャレンジクラスの設置検討（再掲）	→	・不登校対応巡回教員の活用（再掲） ・指導室、教育支援課、教育支援センター、不登校対応巡回教員との不登校対策に係る協議 ・デジタルを活用した不登校支援（再掲） ・フリースクール等との連携 ・学びの多様な学校又はチャレンジクラスの設置（再掲）	・情報教育推進
②	特別支援学級・教室運営の充実（再掲）	・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討	→		関連計画等 ・ 狛江市人権施策推進指針 ・ 狛江市DX戦略2.0

施策展開の方向性		多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。			
コード	2-2-2-2				
事業名	不登校対策		担当課	教育支援課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・各中学校に校内教育支援センターを設置し、不登校から学校復帰する段階にある生徒等に対し、学校内で安心できる場を提供することで、学びの継続と成長を促す。また、コミュニティスクールにおけるゾーン内の小学校とも連携し、小学校と中学校の接続を見据えた支援に取り組む。 ・不登校児童・生徒に対し、教育支援センター内のゆうゆう教室において、自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すための適切な指導と学習の援助等を行う。 ・不登校児童・生徒に対し、社会とのつながりを持つ機会を提供するため、ゆうあいフレンドを派遣し、不登校児童・生徒の社会的自立を支援する。			・全ての児童・生徒が自分の状態や背景、特性に応じて、適切な教育環境を柔軟に選べる仕組みが構築されている。 ・学校への復帰だけを目的とせず、不登校児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指し、意欲的に学習に取り組んでいる。 ・不登校児童・生徒が孤立することなく、社会とのつながりを適切に持つことにより、社会的自立に向けて人間関係の広がりが持てている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・昨年度に引き続き、別室であれば登校できる児童・生徒に対し、学校内に別室を設置し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒一人一人の状況に応じて、校内別室指導支援員が教室以外の居場所として、校内生活の支援を行うことで、不登校等の児童・生徒の安心感等につなげるとともに学びの継続や社会的な自立につながる取組を行った。令和7年度は、新たに中学校3校（狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校）に校内教育支援センターを設置することで、更なる不登校対策の充実を図った。 ・ゆうゆう教室において、不登校児童・生徒に対し、一斉・個別の学習支援や豊かな人間関係を築くための適応指導を行った。また、ゆうあいフレンド派遣事業においては、ゆうゆう教室にも登室できない不登校児童・生徒に対し、相談員を派遣し、話し相手、相談相手等となることにより、人間関係の回復、社会適応に向けた自立支援を行った。ゆうゆう教室での適応指導、ゆうあいフレンド派遣事業共に、不登校の児童・生徒の引きこもりを予防し、社会とのつながりを持つことで社会的自立を促した。（令和8年3月31日現在の利用人数 ゆうゆう教室18人、ゆうあいフレンド3人）			A	・ゆうゆう教室利用児童・生徒の発達特性の多様化が進んでおり、個別指導が必要な児童・生徒の対応が課題である。教育支援センター内の専門教育相談員、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、児童・生徒の指導・支援に取り組んでいく。また、不登校児童・生徒の増加に伴い、ゆうゆう教室での受入れのほか、必要に応じて、学校や子ども家庭部、フリースクール、居場所を提供する法人等と連携し、子ども一人ひとりに合った多様な教育の場を提供できるよう取り組む必要がある。 ・校内教育支援センター支援員配置事業は、令和9年度をもって国の補助金が終了予定である。補助金終了後に財源を含め、不登校児童・生徒が増加している現状や、本事業の効果等も踏まえ、校内教育支援センターの在り方の検討・調整が必要である。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	校内教育支援センター（各中学校）	・校内教育支援センターの設置・運営			・不登校対策支援
②	ゆうゆう教室（適応指導教室）	・ゆうゆう教室における不登校児童・生徒への適切な指導・支援			
③	ゆうあいフレンド派遣	・不登校児童・生徒に対するゆうあいフレンド派遣（心理学専攻者等）			関連計画等 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。			
コード	2-2-2-3				
事業名	多様な学びの場の創出		担当課	公民館	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・中央公民館（こまえみらいテラス）や西河原公民館において、フリースペースの充実やスタディコーナーの設置等多様な学びの場の創出を図り、子どもたちの学習機会を保障する学びのセーフティネットとしての一翼を担う。 ・若者の意見を取り入れて、こまえみらいテラスのティーンズルームを活用するなど、若者に寄り添った若者支援の充実を図る。			・教育委員会と市長部局の連携により、若者の多様な学びの場が展開され、学びのセーフティネットが充実し、子どもたちの学習機会の保障が十分になされている。 ・こまえみらいテラスのティーンズルームが、多くの中高生に利用され、若者の居場所として機能するとともに、若者に寄り添った若者支援が行われている。		
令和7年度の実施結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・中央公民館の休館中は、西河原公民館の学習フリースペースの実施やフリースペースの座席の数を増やす等可能な限り学習スペースを確保した。 ・リニューアル後の中央公民館（こまえみらいテラス）においては、フリースペースに机とテーブルを配置するなど、フリースペースを充実するとともに、スタディコーナーに52席の学習スペースを設けた。 ・同じくリニューアル後に開設したティーンズルームでは、NPO法人与連携しながら開設前に4回、開設後に4回、ワークショップサクセンカイギの意見を踏まえ事業を展開した。			A	・市長部局と連携し、若者の多様な学びの場を確保していく。こまえみらいテラスのティーンズルームが、多くの中高生に利用され、若者の居場所として機能するとともに、若者に寄り添った若者支援を展開していく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	多様な学びの場の環境整備	・フリースペースの充実 ・スタディコーナー等の学びの場の確保			・こまえみらいテラス管理費 ・西河原公民館運営費 ・子ども・若者事業 ・居場所事業
②	ティーンズルームの開設・運営	・ワークショップの意見を尊重した事業展開 ・NPO法人との連携			関連計画等 ・狛江市民センター改修基本構想 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		外国籍や外国語を母語とする子どもたちへの支援の充実を図ります。			
コード		2-2-3-1			
事業名		日本語学習支援		担当課	指導室
施策展開の具体的内容		到達目標（令和11年度末）			
・日本語指導を必要とする児童・生徒に対して日本語指導員を派遣し、適切な指導・支援を迅速に行い、生活言語、学習言語の能力の伸長を図る。市長部局やNPO法人等との連携を図り、外国籍や外国語を母語とする児童・生徒及び家庭への支援の充実を図る。 ・日本語指導担当者会を通して、各学校における日本語指導の充実の他、外国籍や外国語を母語とする児童・生徒の文化的アイデンティティを保護する等、心理的なケアを行えるようにする。また人権教育を推進し、自他ともに認め、支え合う態度の育成を図る。		・外国籍や外国語を母語とする児童・生徒が豊かな学校生活を送ることができるようになるために必要な日本語能力を取得しているとともに、将来にわたって社会で生きていくために必要な学力や知識を身に付けている。 ・外国籍や外国語を母語とする児童・生徒が、偏見や差別にさらされることなく学校生活が送れるとともに、児童・生徒が共生社会の実現に向けて行動している。			
令和7年度の取組結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・委託業者と連携し、日本語の指導を必要とする児童・生徒9名（令和6年度6名）に対して日本語指導員を配置し、当該児童・生徒の学校生活の支援を行った。 ・日本語指導担当者会を2回開催し、第1回では大学教授から適切な支援のあり方に関する専門的な指導を受け、第2回では学校での取組等に関する情報交換等を行った。		B	・引き続き、日本語の指導を必要とする児童・生徒に対する日本語指導員の配置を行い、当該児童・生徒が学校生活に適応できるようにする。 ・日本語指導担当者会を開催し、各学校において当該児童・生徒の日本語能力向上とともに、文化的アイデンティティの保護についても推進できるようにする。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R8	R9	R10	
①	日本語指導推進	・日本語指導員派遣 ・日本語指導担当者会における研修・情報交換 ・市長部局（政策室）及びNPO法人等との連携			・国際理解教育促進 ・教育研究推進
②	人権教育推進（再掲）	・人権尊重教育推進校の指定 ※R6～R8年度：緑野小学校 ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各学校）	・人権尊重教育推進校の成果の普及・啓発 ※R6～R8年度：緑野小学校 ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各学校）		関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

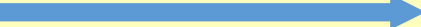
施策展開の方向性		子どもたちの声をきく体制づくりや、専門的人材を活用した相談体制の機能強化を図ります。			
コード	2-3-1-1				
事業名	相談体制の機能強化		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・WEBQUの結果を踏まえ、児童・生徒が安心安全に生活するための学級・学校風土づくりを進め、いじめ及び自殺を未然防止する。また学級経営及び児童・生徒支援に関するコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣）、各種研修会の実施により、WEBQUの活用等の充実を図る。（再掲） ・各学校において、生命の尊さを学ぶ授業や「SOS の出し方に関する教育」を推進し、いじめの未然防止や自殺予防に努めるとともに、生活指導主任会等においてゲートキーパー研修を実施し、児童・生徒の不安や悩みを受け止める体制を構築する。（再掲） ・一人1台タブレット端末でアクセス可能な相談窓口の開設等、児童・生徒のSOSを受け止める体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、専門教育相談員等との全員面接を通して、児童・生徒との人間関係を構築し、いつでも相談できる体制を構築する。（小5・中1）			・WEBQUの活用等により、適切な児童・生徒理解が図られ、学級経営及び児童・生徒支援が的確に行われている。また、WEBQUにおける侵害行為認知群、学級生活不満足群・要支援群について、令和6年度を基準として、全体に占める割合が減少している。（再掲） ・児童・生徒の生命尊重の精神の涵養や相互理解が進み、いじめの未然防止が図られるとともに、SOSの出し方に関する教育の推進や教員研修等により、自殺予防が適切に図られている。（再掲） ・児童・生徒が不安や悩み事について、身近な大人に相談することができる体制が構築されとともに教員等の傾聴スキルが向上し、児童・生徒が学校生活はもとより、安心して日常生活を送ることができている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・令和7年度の第1回WEBQUの結果で要支援群となった児童・生徒は、小学校37人、中学校25人、第2回の結果で要支援群となった児童・生徒は、小学校32人、中学校26人であるが、学級生活満足群が増加している。学級生活満足群については、小学校では68.9%、中学校では66.3%で、令和6年度と比較すると小学校は1.4ポイント、中学校は3.7ポイント増加している。コンサルティングを各学校2回実施し、学級や個の状態を把握しながら協議を行い、学級経営の改善を図った。			B	・今後もWEBQUを活用し、児童・生徒の学力や学級生活満足群・不満足群を分析することで、狛江市内の状況を把握し、学校に還元していく。 ・SOSの出し方教育については、今後も児童・生徒の実態やスクールカウンセラーの全員面接の結果を鑑みながら適宜実施していく必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	児童・生徒のアセスメント（再掲）	・WEBQUの実施（全児童・生徒 年2回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・WEBQUに係る管理職研修 ・児童・生徒のアセスメント及びコンサルティングの成果検証 ・WEBQUの今後のあり方検討	・WEBQUの実施（全児童・生徒 年2回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・WEBQUに係る管理職研修 ・WEBQUの結果についての多面的分析 ・コンサルティングのあり方検討		・児童・生徒の実態把握に係る調査
②	相談体制の充実（再掲）	・各学校における「SOSの出し方に関する教育」の実践 ・生活指導主任会における研修・情報交換（再掲） ・デジタルを活用した相談窓口の開設 ・ゲートキーパー研修			
③	スクールカウンセラーの活用推進（再掲）	・スクールカウンセラー全員面接 ・スクールカウンセラー連絡協議会（年2回） ・スクールカウンセラー配置派遣のあり方の検討			・健康こまえ21（第3次）・食育推進計画（第3次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第2次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・狛江市いじめ防止基本方針

施策展開の方向性		子どもたちの声をきく体制づくりや、専門的人材を活用した相談体制の機能強化を図ります。			
コード		2-3-1-2			
事業名		相談体制の機能強化		担当課	教育支援課
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・専門教育相談員を各学校へ定期的に派遣することで、児童・生徒やその保護者等の身近な存在として気軽に相談できる体制を整備するとともに、教職員等とも連携しながら、教育相談の体制強化を図る。 ・児童・生徒やその家庭の課題解決に向け、スクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携し、適切な支援につなげるとともに、各学校において課題を抱える児童・生徒の学習支援や学校での生活を支援するため家庭と子どもの支援員を配置し、子どもたちの安定した生活に寄与する。			・児童・生徒やその保護者等が安心して相談できる体制が整備されている。 ・家庭環境に起因する諸課題の早期発見・支援に向けて、組織的な対応ができています。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・専門教育相談員8名を小・中学校へ定期的に派遣し、児童・生徒やその保護者等の発達の課題や人間関係の悩み等の相談に応じた。相談の中で必要に応じて、教職員等とも連携しながら、特別支援教育の利用や必要な関係機関等へつなげた。 ・児童・生徒やその家庭の生活上の課題等の解決に向け、学校の要請に基づきスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、教職員等とも連携しながら、特別支援教育の利用や必要な関係機関等へつなげた。また、家庭と子どもの支援員を全小・中学校に配置し、課題を抱える児童・生徒の学習支援や学校での生活を支援した。			B	・専門教育相談員及びスクールソーシャルワーカーは離職者が多く、安定的に各学校に派遣することができない状況となっている。研修やフォローアップ等を行いながら人材の確保に努め、安定して学校へ派遣できる体制を整備する必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	教育相談（再掲）	・発達等相談（専門教育相談員） ・障がい特性に応じた相談支援 ・特別支援学校等の情報収集・提供			・教育相談関係費 ・不登校対策支援 ・学校と家庭の連携推進
②	スクールソーシャルワーカー（S S W）派遣	・各学校へのS S W派遣 ・S S Wの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加 ・S S Wの活動推進			
③	家庭と子どもの支援員	・各学校への家庭と子どもの支援員の配置			
関連計画等					
・第3期こまえ子ども・若者応援プラン					

施策展開の方向性		学校等において、多角的なアセスメントが組織的に行われるよう連携の充実を図ります。			
コード	2-3-2-1				
事業名	学校・地域・関係機関の連携による児童・生徒支援		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・WEBQUの結果を踏まえ、児童・生徒が安心安全に生活するための学級・学校風土づくりを進め、いじめ及び自殺を未然防止する。また学級経営及び児童・生徒支援に関するコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣）、各種研修会の実施により、WEBQUの活用等の充実を図る。（再掲） ・青少年健全育成連絡会における学校・地域・関係機関等による協議・情報交換等を通して、児童・生徒を取り巻く諸問題に対し、関係者・関係機関が連携を図り適切に対応するための体制を構築する。各学校においてケース会議を適宜適切に行い、関係機関と連携を図りながらタイミングを逸することなく適切な支援を行えるようにする。			・WEBQUの活用等により、適切な児童・生徒理解が図られ、学級経営及び児童・生徒支援が的確に行われている。また、WEBQUにおける侵害行為認知群、学級生活不満足群・要支援群について、令和6年度を基準として、全体に占める割合が減少している。（再掲） ・地域等と連携した児童・生徒を取り巻く諸問題に対する解決に向けた協力体制のより一層の充実が図られている。児童虐待や経済的な困難（貧困）、ヤングケアラー等、児童・生徒が家庭等において抱える問題に対し、いち早く気づき、支援へとつなぐことができています。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・令和7年度の第1回WEBQUの結果で要支援群となった児童・生徒は、小学校37人、中学校25人、第2回の結果で要支援群となった児童・生徒は、小学校32人、中学校26人であるが、学級生活満足群が増加している。学級生活満足群については、小学校では68.9%、中学校では66.3%で、令和6年度と比較すると小学校は1.4ポイント、中学校は3.7ポイント増加している。コンサルティングを各学校2回実施し、学級や個の状態を把握しながら協議を行い、学級経営の改善を図った。（再掲）			B	・今後もWEBQUを活用し、児童・生徒の学力や学級生活満足群・不満足群を分析することで、狛江市内の状況を把握し、学校に還元していく。（再掲） ・SOSの出し方教育については、今後も児童・生徒の実態やスクールカウンセラーの全員面接の結果を鑑みながら適宜実施していく必要がある。（再掲）	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	児童・生徒のアセスメント（再掲）	・WEBQUの実施（全児童・生徒 年2回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・WEBQUに係る管理職研修 ・児童・生徒のアセスメント及びコンサルティングの成果検証 ・WEBQUの今後のあり方検討	・WEBQUの実施（全児童・生徒 年2回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・WEBQUに係る管理職研修 ・WEBQUの結果についての多面的分析 ・コンサルティングのあり方検討		・児童・生徒の実態把握に係る調査 ・教育研究推進
②	地域等連携支援	・青少年健全育成連絡会における関係づくり・研修・情報交換 ・関係者及び関係機関と連携したケース会議			関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

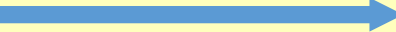
施策展開の方向性		学校等において、多角的なアセスメントが組織的に行われるよう連携の充実を図ります。			
コード		2-3-2-2			
事業名		学校等における支援体制づくり		担当課 教育支援課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・子どもの生活上の課題への対応に向けて、スクールソーシャルワーカーが外部の関係機関へのコーディネートを行うとともに、スクールソーシャルワーカーの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加により、学校及び関係機関との連携を深める。 ・児童・生徒やその家庭の課題解決に向け、スクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携し、適切な支援につなげるとともに、各学校において課題を抱える児童・生徒の学習支援や学校での生活を支援するため家庭と子どもの支援員を配置し、子どもたちの安定した生活に寄与する。（再掲）			・学校等における多角的なアセスメントにより、児童・生徒が家庭において抱える問題や生活上の課題等を早期に発見し、支援につながる体制が構築されている。 ・家庭環境に起因する諸課題の早期発見・支援に向けて、組織的な対応ができています。（再掲）		
令和7年度の実施結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・スクールソーシャルワーカーが外部の関係機関へのコーディネートを行うとともに、生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等に参加し、学校及び関係機関との連携を深めた。 ・児童・生徒やその家庭の生活上の課題等の解決に向け、学校の要請に基づきスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、教職員等とも連携しながら、特別支援教育の利用や必要な関係機関等へつなげた。また、家庭と子どもの支援員を全小・中学校に配置し、課題を抱える児童・生徒の学習支援や学校での生活を支援した。（再掲）			B	・スクールソーシャルワーカーは離職者が多く、安定的に各学校に派遣することができない状況となっている。研修やフォローアップ等を行いながら人材の確保に努め、安定して学校へ派遣できる体制を整備する必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	教育相談（再掲）	・発達等相談（専門教育相談員） ・障がい特性に応じた相談支援 ・特別支援学校等の情報収集・提供			・教育相談関係費 ・不登校対策支援 ・学校と家庭の連携推進
②	スクールソーシャルワーカー（S S W）派遣（再掲）	・各学校へのS S W派遣 ・S S Wの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加 ・S S Wの活動推進			
③	家庭と子どもの支援員（再掲）	・各学校への家庭と子どもの支援員の配置			関連計画等 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		小中学校 9 年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。			
コード	3-1-1-1				
事業名	コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動		担当課	学校教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・各中学校区域（ゾーン）に設置するコミュニティ・スクール（ＣＳ）において、小・中一貫の教育や地域と学校の連携の視点到に立ち、互いの強みを活かした学校運営に関する議論の促進を図る。 ・小・中学校と地域コーディネーター、地域住民の連携を促進し、地域学校協働活動のさらなる活性化を図る。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携を促進し、一体的に運用することにより、各ゾーンにおける包括的な教育体制の構築を目指す。			・各コミュニティ・スクールにおいて、地域と学校の連携を意識した議論が活発に行われ、互いの強みを活かした取組が実施されている。 ・学校と地域コーディネーターが有機的に連携し、地域学校協働活動が活発に展開され、発展可能性が期待される状態となっている。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が共通理解のもとで連携し、一体的に運用されている。		
令和 7 年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・コミュニティ・スクール（ＣＳ）において、新たに部活動の地域展開や今後の学校の在り方の検討を意識して、学校・子どもの現状・課題等を議題として取り上げることで、会議の開催頻度・内容の充実を図り、対話型の会議や子どもの参画が増えた。また、各施策における各ゾーンの特徴を言語化する取組が進んだ。 ・都のＣＳアドバイザー派遣事業を活用し、ＣＳ委員を対象とした研修を新たに実施した。 ・統括コーディネーターの学校訪問やチラシ・名刺配布、広報誌（ガク☆チキ）への掲載等を通じて、学校・保護者等に対し地域学校協働活動及びＣＳについて広く周知した。 ・地域学校協働活動支援アプリを本格導入し、地域コーディネーターと学校間の連携を強化するとともに、新たなボランティアの確保に向けた取組を講じた。 ・ＣＳと地域学校協働活動の一体的な運用に向け、アイデア集の提供や、会議形態の見直しによるワークショップ等を行った。			A	・地域学校協働活動の拡充等により、地域と学校が一体となって子どもを教育する環境整備を一層進める必要がある。そのため、学校単位の地域学校協働活動に加えて、コンパクトな狛江市の特性を活かした市全体の活動も展開していく。 ・引き続き、学校に係る重要課題をＣＳの議題として取り上げることで、各ゾーンの特徴や地域の意向を把握するとともに、ＣＳの活性化を図る必要がある。 ・ＣＳへの児童・生徒の参加を促し、子どもの意見を尊重した学校運営を推進する必要がある。 ・引き続き、ＣＳ委員、地域コーディネーターに対する研修や意見交換の機会を設けることにより、参加者の資質と意欲の向上を図り、主体的かつ実効的な事業展開につなげていく必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	コミュニティ・スクール（ＣＳ）	・ 4 つのゾーンにおけるコミュニティ・スクールへの同席・運営助言 ・ 学校・保護者への事業周知の強化 ・ 各種連絡協議会等での報告機会の提供等による活性化 ・ ＣＳアドバイザー派遣事業の活用			・ コミュニティ・スクール ・ 地域学校協働活動推進事業
②	地域学校協働活動	・ 出前授業、地域未来塾の実施・拡大（新たに中学校合同による地域未来塾を実施） ・ 学校・保護者への事業周知の強化 ・ 地域コーディネーター間の連携システムの活用 ・ スキルアップ研修の実施			
③	ＣＳ・地域学校協働活動の一体的運営	・ 一体的な情報連携に向けた、会議体の見直し ・ 統括コーディネーターの活用促進			関連計画等

施策展開の方向性		小中学校9年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。			
コード	3-1-1-2				
事業名	小・中連携教育の展開			担当課	指導室
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・教育管理職の兼務発令や小・中連携の日の実施等、狛江市独自のコミュニティ・スクールの単位である中学校区をゾーンとした学校間連携を推進し、小・中学校9年間を通じた学びの充実を図る。 ・青少年健全育成連絡会における学校・地域・関係機関等による協議・情報交換等を通して、児童・生徒を取り巻く諸問題に対し、関係者・関係機関が連携を図り適切に対応するための体制を構築する。（再掲）			・コミュニティ・スクール制度を適切に運用し、小・中学校9年間を通じて、学校間の学びをつなぐとともに、地域の願いや児童・生徒の声を生かした学校経営が展開されている。 ・地域等と連携した児童・生徒を取り巻く諸問題に対する解決に向けた協力体制のより一層の充実が図られている。（再掲）		
令和7年度の取組結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・かけはしプロジェクトでは「自ら問いをもち、解決に向けて取り組む児童・生徒の育成～伴走者としての教師の役割に着目して～」を主題にカリキュラム・マネジメントを意識した授業実践などを通して、小・中学校9年間の学びの充実について考えることができた。 ・青少年健全育成連絡会について生活指導主任会を兼ねて、「命の安全」について講演や協議を実施し、教員・民生児童委員・PTAなど子どもを取り巻く様々な人が意見交換をすることができた。		B	・かけはしプロジェクト委員会を起点に、市内小・中学校において総合的な学習の時間を活用した「探究の時間」を通して、学習を深める活動を取り入れていく必要性がある。 ・生活指導主任会やゲートキーパー研修など様々な機会を通じて児童・生徒を取り巻く諸問題に対応する体制づくりを継続していく。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	小・中連携推進（再掲）	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し ・各ゾーンの取組についての情報共有	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ） ・各ゾーンの取組についての情報共有		・小・中連携の更なる推進 ・教育研究推進
②	地域等連携支援（再掲）	・青少年健全育成連絡会における関係づくり・研修・情報交換 ・関係機関と連携したケース会議			関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

施策展開の方向性		情報発信や外部評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実につなげます。			
コード	3-1-2-1				
事業名	情報発信及び外部評価活用		担当課	学校教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」や教育委員会ホームページ等を活用し、家庭・地域へ教育活動に関する情報発信を適切に行う。 ・教育行政全般について、教育委員会において自己点検及び評価を行い、PDCAサイクルを適切に運用することによって、教育行政の質の向上に努める。			・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」が継続発行（年2回）され広く周知されているとともに、教育委員会及び学校ホームページで教育活動が見やすく定期的に情報発信されている。 ・教育委員会の自己点検及び評価について、わかりやすく報告書としてまとめられ発行されており、教育行政の質の改善が図られている。		
令和7年度の実行結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」を3月と9月の2回、各25,000部発行した。多くの市民に手に取ってもらえるよう、新聞折込みや各小・中学校を通じた配布、各公共施設での配架を行い、発行した各号では、地域コーディネーター及びこまえみらいテラスを取り上げた。 特にこまえみらいテラスの記事では、サクセンカイギのメンバーの協力を仰ぎ、中高生の視点で魅力を紹介するなど、これまで市民センターを利用していなかった若者へのアプローチを図った。 ・教育委員会ホームページについては、効果的な情報発信及び安定稼働のため、オンプレミスからクラウド型への移行を行った。			A	・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」については、引き続き、学校や教育委員会について広く市民に知ってもらうとともに、地域と学校のつながりが伝わるような内容も取り上げ、学校と地域をつなぐ分かりやすい発信を工夫しながら取り組んでいく。 ・教育委員会及び学校ホームページにおいて、教育活動に関する情報が適切に見られるよう、引き続き定期的な情報発信を行っていく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	広報媒体を活用した情報発信	・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」の発行 ・教育委員会ホームページの維持管理・活用			・一般事務費 ・教育広報関係費
②	教育委員会の自己点検及び評価	・教育委員会の自己点検及び評価の実施 ・狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会による再評価の実施			関連計画等

施策展開の方向性		情報発信や外部評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実につなげます。			
コード	3-1-2-2				
事業名	学校経営の改善・充実		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・教育活動その他の学校経営の状況について、教職員、保護者、児童・生徒等による学校評価を実施し、学校の教育活動の改善を図る。また、狛江市立学校第三者評価委員会による学校訪問等により、各学校の学校経営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果得られた課題及び問題点を基に学校に対し適切な支援・指導を行い、地域に根ざした魅力ある学校づくりを推進する。 ・学校だよりや学校ホームページ等による積極的な教育活動に関する情報発信により、地域や社会に開かれた学校経営を推進する。			・教職員、児童・生徒、保護者等による学校評価や狛江市立学校第三者評価委員会の実施により教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善・充実のための効果的なマネジメントサイクルが確立している。 ・学校だよりや学校ホームページ、保護者配信メール等による適切な情報発信により、地域や社会に開かれた学校経営が推進され、地域とともにある学校づくりが進んでいる。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・第三者評価委員会（対象校：狛江第一小学校・狛江第五小学校・緑野小学校・狛江第一中学校・狛江第四中学校）では、各校2回の学校訪問を行うことができた。授業観察や校長、教務主任等への聞き取りに対する指導・助言を通じて、学校運営の充実に向けた新たな視点や改善点を得ることができた。 ・各学校で保護者、児童・生徒アンケート、学校関係者による学校評価を実施し、令和5年度から令和7年度までの学校評価共通項目について経年比較、回答状況の分析を行い、各学校に資料提供した。			B	・第三者評価委員会による学校訪問は継続しつつも、その内容については、委員と協議した上で方向性を再確認していく。 ・学校評価の分析については、狛江市全体の経年比較において分析できたが、各校の実態を把握し教育課程に反映していくことを目的とした場合、学校毎の実態を分析していく必要性がある。 ・学校における地域コーディネーターの活用と周知について、統括地域コーディネーターにも支援いただきながら推進していく必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	学校評価	・教職員による自己評価及び評価項目の検討 ・保護者、児童・生徒等による学校関係者評価 ・第三者評価委員会（各学校隔年実施）			・学校運営改善・発展のための事業 ・地域学校協働活動推進事業
②	情報発信	・教育委員会ホームページ、広報誌等による情報発信 ・学校だよりや学校ホームページ、保護者等との連絡システムによる適切な情報発信及び発信方法の検討			
③	外部人材活用	・地域コーディネーター（地域学校協働活動）との連携による外部人材の活用			関連計画等

施策展開の方向性		専門家や地域の教育資源を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。			
コード	3-1-3-1				
事業名	部活動の地域展開		担当課	学校教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・市内で多様な活動を展開する個人、団体等と連携し、生徒が自校の部活動に加えて、幅広くスポーツ・文化活動に取り組める環境の整備について検討を進めるとともに、部活動の地域展開の推進に向けた方針を示し、中学校長と地域住民で構成する中学校の部活動等推進連絡協議会において粕江市全体での議論を進める。			・中学校の部活動等推進連絡協議会での議論を通じて、部活動の多様なあり方が認められ、実践が開始していることに加え、地域の個人、団体等の活動により、生徒がスポーツ・文化活動に取り組める場が広がることで、部活動の意義に応じた地域展開が進展している。		
令和7年度の実組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・市内中学校長と学校関係者で構成する「粕江市立中学校の部活動等推進連絡協議会」における協議を経て、「部活動の地域展開に関する基本方針」「粕江市立中学校に係る部活動等の方針（粕江市部活動ガイドライン）」「粕江市合同部活動運営マニュアル」の策定・改訂を行った。 ・市教育委員会への部活動指導員等候補者の紹介、多様なスポーツ機会の提供等を内容とする「部活動地域展開に関する連携及び協働に関する包括的協定」を株式会社ルネサンスと締結した。			A	・民間事業者や関係機関との連携等により、部活動によらないスポーツ・文化活動の機会（ゆるサークル）の地域展開を進めていく必要がある。 ・教職員と子どもの双方のニーズに沿った展開を図るため、コミュニティ・スクールにおいて部活動に関する学校の状況を丁寧に把握・抽出するとともに、より実態に即した運営となるよう基本方針等について必要な見直しを行う。 ・安定的な部活動の実施と教員の負担軽減に向け、部活動指導員の量と質の確保を図る必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	地域展開に関する方向性の整理	・中学校の部活動等推進連絡協議会における議論展開 ・コミュニティ・スクールのゾーンにおける議論展開 ・部活動の地域展開に関する基本方針を踏まえた事業展開	・中学校の部活動等推進連絡協議会における議論展開 ・コミュニティ・スクールのゾーンにおける議論展開 ・学習指導要領も踏まえた部活動の地域展開に関する基本方針の見直し		・部活動地域連携推進
②	地域等による活動（ゆるサークル）の支援	・地域等による活動（ゆるサークル）に関する留意事項等の検討・チェックリスト等の作成 ・個別ケースに応じた活動体制に関する助言	・必要に応じ認定地域クラブの検討		
③	持続可能な部活動体制の構築	・改訂した部活動ガイドラインの内容を踏まえた活動状況の把握（アンケート調査等） ・部活動指導員の拡充・適切な運用に向けた入職段階の審査、研修の拡充	・必要に応じ部活動ガイドライン改訂の検討		
④	合同部活動の展開	・合同部活動に関するマニュアル及び部活動の地域展開に関する基本方針に則った事業展開			関連計画等 ・部活動の地域展開に関する基本方針

施策展開の方向性		専門家や地域の教育資源を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。			
コード	3-1-3-2				
事業名	地域等教育資源の活用促進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・部活動指導員、技術指導員の活用により、専門的な指導を行う等、部活動の指導体制の充実を図る。 ・職場体験等の体験活動を実施するとともに、特別活動を要に各教科等で社会的・職業的自立に向け、発達を促すキャリア教育を推進する。（再掲） ・ティーチング・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、社会の力活用事業の活用等、学校支援のための人材を派遣し、教員が児童・生徒と丁寧に向き合う時間を創り、児童・生徒への指導・支援の充実を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から、専門家や地域人材の活用を推進し、学校運営及び教育活動等の充実を図る。			・部活動の地域展開を踏まえつつ、学校における部活動の指導体制が適切に見直されている。 ・外部人材や関係機関と連携し、職場体験をはじめとする体験活動に取り組むことで、児童・生徒が学校での学びの意義を理解し、主体的に学習に取り組んでいる。（再掲） ・教員に対する様々なサポート体制が充実し、児童・生徒と向き合う時間が適切に確保されているとともに、学校運営及び教育活動のより一層の充実が図られている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・中学校全体で13人の部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減、活動の充実が図られた（延べ4,354.5時間）。また、部活動技術指導員延べ26人を任用し、部活動の充実を図った。 ・副校長補佐を全校に配置し、副校長の業務負担軽減を図った。また、スクール・サポート・スタッフ配置（全小・中学校）及びエデュケーションアシスタント配置（全小学校）等、社会の力活用事業の活用による講師派遣等、教員の業務負担軽減を図った。			B	・今後、引き続き狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会において、合同部活動の推進や「ゆるサークル」等の学校間を横断した柔軟な部活動組織の構築を進めていく必要がある。 ・副校長補佐、ティーチング・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、社会の力活用事業の活用等、学校支援のための人材を派遣を継続し、教員が児童・生徒と丁寧に向き合う時間を創り、児童・生徒への指導・支援の充実を図る。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	部活動支援	・部活動指導員、技術指導員の配置 ・大会等参加費補助金			・部活動地域連携推進 ・ティーチングアシスタント ・社会の力活用事業 ・エデュケーション・アシスタント配置支援事業 ・指導一般事務費
②	キャリア教育推進（再掲）	・各学校におけるキャリア教育年間指導計画に基づく教育活動の展開 ・職場体験（各学校） ・進路指導主任会における情報交換（年5回） ・キャリアパスポートの活用	・各学校におけるキャリア教育年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し ・職場体験（各学校） ・進路指導主任会における情報交換（年5回） ・キャリアパスポートの活用		
③	人材支援	・スクール・サポート・スタッフ派遣 ・ティーチングアシスタント派遣 ・エデュケーション・アシスタント派遣 ・副校長補佐配置 ・社会の力活用事業講師派遣			関連計画等 ・学校の働き方改革プラン

施策展開の方向性		学校施設の計画的改修や修繕を推進し、学校の適正規模等に関する議論を深めます。			
コード	3-2-1-1				
事業名	学校適正規模等の検討及び学校施設改修・修繕		担当課	学校教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・ 狛江市公共施設整備計画等の長期展望に立った計画に基づき、老朽化対応等の改修工事を行うとともに、各学校の改修時期も見据えながら必要な修繕を実施し、安心安全な学校環境整備を進める。 ・ 今後の社会変化に適切に対応し、より豊かな教育環境を実現するため、学校関係者、地域住民等で構成する会議体を設置し、将来における学校・地域の望ましいあり方について議論する。			・ 狛江市公共施設整備計画に基づく改修工事が計画どおりに実施され、各学校の修繕が必要に応じ適切に実施されている。 ・ 令和17年（2035年）の学校や子どもを取り巻く環境の望ましいあり方について、学校・地域で共有され、その実現に向けた具体的な議論が行われている。		
令和7年度の実組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・ 学校管理職、主幹教諭、地域住民等で構成する「狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会」を立ち上げ、現在・将来にわたって子どもの「～したい」が実現できる学校づくりを進めるために必要な論点整理に向けた議論を行った。 ・ 上記協議の質を高め、コミュニティ・スクールで今後の学校整備に関する協議を開始できるよう、準備会等を行った。 ・ 協議会の議論を深めるため、有識者に対する合同ヒアリングの機会を設けた。 ・ 教育委員会委員向けに、小・中一貫教育、地域連携等で先進的取組を行う複数自治体の視察を実施した。			A	・ 今後の社会変化に適切に対応し、より豊かな教育環境を実現するために、あるべき学校の姿の検討に当たって必要となる論点整理を進め、中長期的な視点から今後の学校のあり方や取組の方向性を示す整備方策を策定する必要がある。 ・ 論点整理にあたっては、子ども、保護者、地域住民等、幅広い層の意見を丁寧に聞き取り、それぞれの立場やニーズ、学校を取り巻く地域の実情等を十分に踏まえながら、多面的な視点から議論を行い、その内容を適切に反映していく必要がある。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	小・中学校のより良い教育環境構築に向けた検討	・ 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の運営及び協議 ・ 魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理の策定	・ 審議会の設置・運営及び協議 ・ 魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理に基づいた基本的な整備方針の検討	・ 審議会の運営及び協議 ・ 魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理に基づいた基本的な整備方針の策定	・ 魅力ある学校づくり推進連絡協議会関係費 ・ 小・中学校既存施設改修工事（施設課） ・ 小・中学校学校維持管理費
②	小・中学校施設改修工事（再掲）	・ 大規模改修工事（三中）	・ 大規模改修工事（六小・緑野小・三中） ・ 空調設備整備工事（一中・四中）		
③	小・中学校施設修繕（再掲）	・ 適宜的確な修繕の実施（ユニバーサルデザイン等の対応）			関連計画等 ・ 狛江市公共施設整備計画

施策展開の方向性		安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。			
コード	3-2-2-1				
事業名	安心安全な学校給食及び通学路安全対策		担当課	学校教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・定期的な食材検査、アレルギー疾患に対する個別対応等を進めるとともに、専門医療機関と連携したアナフィラキシー対応の仕組みを活用し、安心安全な給食の提供に向けた取組を推進する。 ・地域の生産者等と連携した狛江産野菜の活用（地産地消）や、給食時間等を通じた食育の推進、試食会による給食に対する理解の拡大などに取り組む。 ・狛江市通学路交通安全対策プログラムに基づき、学校、警察、道路管理者、市教育委員会等と共に、保護者及び地域の方々と連携を図りながら、通学路における交通安全対策を推進する。また、通学路上に防犯カメラを設置するとともに、学校安全ボランティアによる通学路の見守りを実施し、児童・生徒の登下校時等の安全確保を図る。			・事故等のない安心安全な給食提供が継続されている。 ・地域の生産者等と連携し、安定的に狛江産野菜が活用されており、栄養士等のアウトリーチによる食に関する授業・給食時訪問や、給食センターによる試食会が適宜実施され、児童・生徒はもとより、広く市民の給食に対する理解が進んでいる。 ・合同点検を踏まえた通学路安全対策推進会議の検討を通じて、通学路における交通安全対策が行われている。市内全域において防犯カメラを設置し、継続的な保守及び運用が行われているとともに、学校安全ボランティアの登録者数が一定程度確保され、児童・生徒の安全が図られている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・給食食材検査として微生物検査、遺伝子組換え食品分析検査、残留農薬検査を実施した。また、アレルギー食については狛江市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアルに基づく個別対応を実施し、安心安全な給食の提供を行った。 ・慈恵医大及び調布市と連携したアレルギー情報交換会を開催し、アレルギー対応ホットラインに係る打合せを行った。 ・アナフィラキシーホットラインの開始時間を、「9時開始」から「8時30分開始」に見直し、取組の拡大を図った。 ・児童・生徒が旬の野菜や地産地消について学べる機会となるよう、地場野菜を使用した「こま井」をリレー形式で市内全校の給食で提供した。また、市内全校で「地場野菜カレンダー」を掲示し、周知・啓発に努めた。 ・市民まつりの日に中学校給食の試食会を開催し、給食に関する理解拡大に努めた。			B	・令和8年度も引き続き、定期的な食材検査、アレルギー疾患に対する個別対応等を進めるとともに、専門医療機関と連携したアナフィラキシー対応の仕組みを活用し、安心安全な給食の提供に向けた取組を推進する。 ・地域の生産者等と連携した狛江産野菜の活用（地産地消）や、給食時間等を通じた食育の推進、試食会による給食に対する理解の拡大などに取り組む。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	安心安全な学校給食	・地場野菜の活用及び地域生産者との連携 ・食に関心を持つ取組の推進 ・食材検査(細菌検査、残留農薬検査、遺伝子組換え食品分析)の実施			・学校給食費 ・給食センター管理運営費 ・中学校給食費 ・学校安全対策費
②	食物アレルギー対応	・アレルギー疾患対応及びアナフィラキシーホットラインの活用、専用携帯電話の配置 ・アレルギー情報交換会及びアレルギー関係講習会の実施			
③	通学路安全対策	・通学路安全対策推進会議（通学路合同点検）の実施 ・防犯カメラの保守及び運用			関連計画等
④	学校安全ボランティア	・学校安全ボランティアの周知・募集、ベスト等の購入・配布			・健康こまえ21（第3次）・食育推進計画（第3次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第2次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・狛江市通学路交通安全対策プログラム

施策展開の方向性		安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。				
コード		3-2-2-2				
事業名		こどもみまもり110番事業		担当課	社会教育課	
施策展開の具体的内容				到達目標（令和11年度末）		
・ 狛江市立学校PTA連合会の「こどもみまもり110番事業」を継続的に支援し、プレート設置協力者を募り、子どもたちが安心して過ごすことのできる地域社会づくりを推進する。				・ こどもみまもり110番プレート設置協力者数が適切に維持され、子どもたちが緊急時に避難し、助けを求める拠点が常に確保されている。		
令和7年度の実施結果・成果			評価	今後の課題・方向性		
・ 「こどもみまもり110番」のプレートを市内に設置する団体（狛江市立学校PTA連合会）への補助を引き続き実施し、地域との協働により地域の身近な場所で、子どもたちを犯罪から守るための緊急避難場所を確保する取組を進めた（令和7年度設置件数856件）。			B	・ 狛江市立学校PTA連合会が主催するこどもみまもり110番事業を引き続き支援し、設置協力者件数の増加を図る。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業	
		R 8	R 9	R 1 0		
①	こどもみまもり110番事業の実施	こどもみまもり110番保険加入及び事業補助			・ こどもみまもり110番	
						関連計画等

施策展開の方向性		学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。			
コード	3-2-3-1				
事業名	学校図書館の活用推進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・学校図書館連絡協議会において、各学校における読書センター、学習センター、情報センターとしての学校図書館の効果的な運用、利用率の向上等に係る情報交換や協議を行うとともに、児童・生徒向けの読書促進のための資料作成等を行い、児童・生徒の学びを支援する。学校図書館と市立図書館の連携を図り、市立図書館による児童・生徒の学習支援としての資料提供等、図書資料の活用による児童・生徒の学びの充実を図る。			・読書等を介して創造的な活動を行う場である学校図書館の機能強化により、児童・生徒が読書に親しみ、豊かな感性を育んでいるとともに、情報センターとしての機能が充実されている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・学校図書館連絡協議会では学校図書館の充実や選書に係る協議を行い、読書活動の充実に努めた。また、学校司書及び担当教員が玉川大学を訪問し、学校図書館における取組や学校図書館支援の説明等を受け、自校の図書館運営や授業改善に資する内容について学んだ。 ・小学校では「本の森」のデジタル化、中学校では「こんな本どう？」の改訂等、児童・生徒が様々な本に触れられる機会の充実を図った。			B	・学校図書館連絡協議会において、各学校における読書・学習・情報センターとしての学校図書館の効果的な運用等に係る情報交換や協議を行い、児童・生徒向けの読書促進のための資料作成等を進める。学校図書館運営の充実のため、今後も他の自治体等と連携を図り、研究を推進する。 ・学校図書館と市立図書館の連携を図り、市立図書館による児童・生徒の学習支援としての資料提供等、図書資料の活用による児童・生徒の学びの充実を図る。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	学校図書館活用推進	・学校司書及び司書教諭の連携 ・情報センター機能の充実			・図書整備
②	市立図書館との連携	・学校図書館連絡協議会等における情報交換及び協議 ・市立図書館との連携についてのあり方検討 ・児童・生徒へのセカンドブック（小1）及びサードブック（中1）配付等の協力（各学校）	・学校図書館連絡協議会等における情報交換及び協議 ・市立図書館と協力した読書活動の実施 ・児童・生徒へのセカンドブック（小1）及びサードブック（中1）配付等の協力（各学校）		関連計画等
					・狛江市子ども読書活動推進計画 ・学校図書館教育全体計画（各学校）

施策展開の方向性		学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。			
コード		3-2-3-2			
事業名		学校図書館との連携		担当課	図書館
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・小・中学校及び学校図書館と連携することで、子どもたちの主体的学習を支援し、読書等を介して創造的な活動を行う場である学校図書館の機能の強化・充実に寄与する。			・市立図書館と学校図書館との間で情報共有が図られるとともに、学校図書館への資料貸出等のニーズに応え、学校図書館への支援の充実が図られている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・学校配送便を84回運行、2,657冊の協力貸出を実施し、学校図書館で提供する資料の充実を図った。 ・学校図書館連絡協議会に図書館職員が参加、各校の司書教諭、学校司書のこまえみらいテラス図書コーナーの見学を実施し、バリアフリー関連資料等について情報交換を行い、連携強化に向けた方策とその実施に向けた課題の整理・検討を行った。			B	・令和8年度に第四次子ども読書活動計画の終期を迎えることから、成果検証をし、第五次子ども読書活動計画に反映させるとともに、学校連絡協議会を通じて連携強化を図る。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	学校図書館支援	・学校配送便定期運行（配本・資料連携） ・一斉指導・集団読書用複本整備 ・学級文庫用図書整備 ・バリアフリー関連資料収集・提供			・中央図書館運営費 ・子ども読書活動推進事業 ・子ども読書啓発事業 ・利用支援サービス事業
②	学校図書館との情報共有	・学校図書館連絡協議会（図書館職員参加） ・図書館ホームページ掲示板及び「こどものページ」活用			関連計画等 ・狛江市子ども読書活動推進計画 ・学校図書館教育全体計画（各学校）

施策展開の方向性		教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。			
コード	3-3-1-1				
事業名	教員育成及び学校経営力の向上		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・年次・職層研修、キャリアアップに係る研修等を通じて、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を参考に、各年次、職層等に必要な資質・能力を育成する。特に学校管理職には、校長会等における教育長講話や指導室長による学校経営に係る情報提供等を通じて、更なる学校経営力の向上に努める。 ・教職員を対象に喫緊の人権課題等をテーマとした人権教育研修を実施し、教職員の人権感覚の涵養及び指導力の向上を図る。（再掲） ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、特別支援教育悉皆研修、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して、通常の学級等における個に応じた指導の充実を図る。（再掲） ・教育研究奨励校、「狛江の教育21」研究協力校を指定し、学校教育における今日的な課題を解決するために研究に取り組み、研究成果を還元することで狛江の教育の質的向上につなげる。			・教職員に各年次・職層等に必要な資質・能力が備わっており、学校教育全体の質的向上が図られている。学校管理職の学校経営力が向上し、学校評価等の結果を十分に生かした学校経営が行われているとともに、リスク管理や教職員のメンタル管理等の対応が適切に行われている。 ・教職員が適切な人権感覚を身に付け、児童・生徒と良好な人間関係を構築することで、児童・生徒が心理的安全性を感じている。（再掲） ・障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもたちが等しく個に応じた学びを享受するとともに、地域の中で、共に学び、共に体験することで、相互理解が深まり、自他ともに大切にしようとする姿勢が育まれている。（再掲） ・教育研究奨励校、「狛江の教育21」研究協力校の研究の成果が全校に浸透し、狛江市全体で教育活動の質的向上が図られている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・校長研修・副校長研修を実施し、学校経営や適切な児童・生徒理解に係る内容を取り入れる等、充実を図った。 ・特別支援教育悉皆研修はオンデマンドで配信し、教員の学びを止めることなく実施した。多くの研修会で外部から専門の講師を招へいし、教員の専門的な資質・能力の向上を図ることができた。 ・初任者研修は二・三年次研修や中堅教諭等資質向上研修と合同で開催し、研修内容の理解を深め、自己研鑽の意欲を向上させた。 ・教育支援センターでは、必要に応じて学校を訪問し、新規採用教員等対象教員に対する指導、助言を行い、教員としての基礎形成や基礎的、基本的な学習指導力の向上につなげた。			B	・年次・職層研修、キャリアアップに係る研修等を通じて、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を参考に、各年次、職層等に必要な資質・能力を育成するため、より効果的な研修方法、内容を検討する。 ・教育支援センターでは、引き続き、研修部長が指導室と連携し、研修を通じて新規職員等に対し、教員としての学習指導力等の向上に向けて丁寧な指導、助言、支援に取り組んでいく。中堅教員等に対しても、指導室の要請に基づき、学校運営に積極的に関わられるような資質を身に付けることができるよう指導、助言を行っていく。全教員に向けては教育技術のスキルアップにつながる情報を定期的に発信することで学校教育全体の質的な向上を目指す。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	教員研修推進	・年次研修（1～3年、中堅教諭等） ・職層研修 ・学校マネジメント研修 ・各学校におけるOJT	・年次研修（1～3年、中堅教諭等） ・職層研修 ・学校マネジメント研修 ・各学校におけるOJT ・新しい学習指導要領の研修		・教育研究推進
②	人権教育研修（再掲）	・教職員に対する全体研修 ・教職員に対する階層別研修			
③	誰一人取り残さない特別支援教育推進（再掲）	・特別支援教育悉皆研修 ・特別支援学校のセンター的機能を活用した連携強化による研修等の充実 ・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会における協議・情報交換及び今後の検討 ・デジタルを活用した個別支援の推進			
④	教育研究奨励	・教育研究奨励校指定 ・「狛江の教育21」研究協力校指定			関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

施策展開の方向性		教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。			
コード	3-3-1-2				
事業名	教育支援センターによる各種研修等の支援		担当課	教育支援課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・教育支援センターでは、教育委員会が実施する新規採用教職員等に対する授業観察を通じた研修等に対し、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な育成を支援する観点から、教員としての基礎形成や学習指導力の向上に取り組み、学校教育全体の質的向上を目指す。			・教員としての学習指導力等が向上し、各学校において、児童・生徒に対し、個別最適な学びや協働的な学び等、学習指導要領に則り、適切な支援ができているとともに、学校教育全体の質的向上に寄与できている。		
令和7年度の取組結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・教育支援センターでは、必要に応じて、教育支援センター長が学校を訪問し、新規採用教員等対象教員に対する指導、助言を行い、教員としての基礎形成や基礎的、基本的な学習指導力の向上につなげた。また、教育支援センターにおいて学習に課題のある児童に対し、個別最適な学び、適切な支援を行うことができるよう多層指導モデル（M I M）の研修を実施した。		B	・教育支援センターでは、引き続き、教育支援センター長が指導室に協力し、研修を通じて新規職員等に対し、教員としての学習指導力等の向上に向けて丁寧な指導、助言、支援に取り組んでいく。また、中堅教員等に対しても、指導室の要請に基づき、学校運営に積極的に関わられるような資質を身につけることができるよう指導、助言を行っていく。全教員に向けては、通常の学級において読み書きが困難な児童をスクリーニングし、指導室や学校でのその後の指導・支援につなげられるよう、多層指導モデルM I Mを活用していく。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	教育支援センターによる研修支援	・教育委員会が実施する新規採用教職員等に対する授業観察を通じた研修の実施・支援			・教育支援センター関係費
					関連計画等 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。			
コード		3-3-2-1			
事業名		業務改善推進		担当課 学校教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・小・中学校の校務支援システムの導入・刷新、リモートワークの推進、ＩＣＴを活用した業務の効率化等の校務ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）等を進め、教職員の業務の効率性・生産性の向上を図る。 ・各小・中学校の勤務状況を可視化し、比較対照することで、勤務時間減・業務削減やそれらに取り組む文化醸成を支援する。 ・部活動の指導技術を有する個人や文化・スポーツ活動を実施する団体等の地域資源を活用し、部活動の地域移行・地域展開を推進することで、教職員の負担軽減を図る。			・教職員が効率的に業務を行うための校務ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）等が進んでおり、必要なデジタル機器、設備が整備され、教職員が適正な業務負担のもと、学習指導に専念できる教育環境が実現している。 ・現場でできる成功事例の導入等、各校において自ら積極的に勤務時間減・業務削減に取り組む文化が醸成されている。 ・部活動の地域移行・地域展開が進むことで、教職員が適度に部活動と関りながら、地域とともに生徒が幅広く文化・スポーツ活動を行うことができる環境が実現している。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・学校の働き方改革プランの解説資料を作成するとともに、やりがいの保持と働き方の見直しに関するアンケートを実施し、必要な取組項目（主に指導室）を抽出。 ・各学校に業務の縮減（カット）や効率化を依頼するとともに、業務時間に制限を設ける取組として1weekチャレンジを希望する学校で実施するよう促進した。（10校中9校実施。） ・校務ＤＸに向け、教職員向けに生成ＡＩの活用促進（生成ＡＩ活用ガイドラインの策定）（再掲）を図るとともに、中学校に採点支援ツールを試行導入した。 ・上記の結果、時間外在校等時間が45時間を上回る教員、80時間を上回る教員のいずれも令和6年度より減少した。			A	・狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」に基づき、各種取組を進める。 ・拡充した部活動指導員の適切な運用や教職員の兼業兼職の促進を行い、部活動に伴う教員の負担軽減に取り組む。 ・令和10年度頃の校務支援システムの導入までの間に可能な取組（ペーパーレス化等）に着手する。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	統合型校務支援システム等の導入（再掲）	・統合型校務支援システムの共通化に向けた対応			・情報教育推進費 ・部活動地域連携推進
②	リモートワーク運用	・リモートワークシステム利用ライセンスの増及び利用状況可視化			
③	持続可能な部活動体制の構築（再掲）	・改定した部活動ガイドラインの内容を踏まえた活動状況の把握（アンケート調査等） ・部活動指導員の拡充・適切な運用に向けた入職段階の審査、研修の拡充			
④	合同部活動の展開（再掲）	・合同部活動に関するマニュアル及び部活動の地域展開に関する基本方針に則った事業展開			・学校の働き方改革プラン ・部活動の地域展開に関する基本方針 ・狛江市ＤＸ戦略2.0

施策展開の方向性		学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。			
コード	3-3-2-2				
事業名	学校の働き方改革推進		担当課	指導室	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・産業医及び学校衛生委員会を通じて、教職員の安全及び健康の保持、快適な職場環境の形成の促進並びに教育職員の業務量の適切な管理を行えるようにする。 ・部活動指導員、技術指導員の活用により、専門的な指導を行う等、部活動の指導体制の充実を図る。（再掲） ・ティーチング・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、社会の力活用事業の活用等、学校支援のための人材を派遣し、教員が児童・生徒と丁寧に向き合う時間を創り、児童・生徒への指導・支援の充実を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から、専門家や地域人材の活用を推進し、学校運営及び教育活動等の充実を図る。（再掲）			・教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境が整備されている。 ・部活動の地域展開を踏まえつつ、学校における部活動の指導体制が適切に見直されている。（再掲） ・教員に対する様々なサポート体制が充実し、児童・生徒と向き合う時間が適切に確保されているとともに、学校運営及び教育活動のより一層の充実が図られている。（再掲）		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・学校の働き方改革プラン（改定版）に基づき、教員の心身健康保持の一環として、学校閉庁期間（4日間、土日・休日を含めると9日間）を設けた。 ・副校長補佐を配置し、副校長の業務負担軽減を図った。また、スクール・サポート・スタッフ配置（全小・中学校）及びエデュケーションアシスタント配置（全小学校）等、社会の力活用事業の活用による講師派遣等、教員の業務負担軽減を図った。 ・リモートワークシステムの導入により、教職員のライフワークバランスの実現に寄与している。 ・中学校全体で13人の部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減、活動の充実が図られた（延べ4,354.5時間）。また、部活動技術指導員延べ26人を任用し、部活動の充実を図った。 ・狛江第六小学校が高学年の小学校教科担任制を実施し、成果と課題をまとめた。			B	・教員の心身の健康保持と、誇りとやりがいのある職務に従事できる環境整備を推進する。 ・副校長補佐、ティーチング・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、社会の力活用事業の活用等、学校支援のための人材派遣を継続し、教員が児童・生徒と丁寧に向き合う時間を創り、児童・生徒への指導・支援の充実を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から、専門家や地域人材の活用を推進し、学校運営及び教育活動等の充実を図る。 ・リモートワークシステムの改善、ペーパーレス化を始めとする校務の効率化が推進できるよう、デジタルツールに係る情報収集を行い、新たな導入に向けた検討を行う。 ・小学校教科担任制等推進校事業は令和8年度に狛江第一小学校が加配校として追加され、成果と課題を分析する等、令和10年度以降の全校実施に向けた準備を推進する。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	労働安全衛生推進	・学校規模に応じた産業医の配置・相談・面接 ・学校衛生委員会（該当校） ・業務量管理・健康確保措置実施計画の公表	・学校規模に応じた産業医の配置・相談・面接 ・学校衛生委員会（該当校） ・業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況の公表		・教職員福利厚生費 ・部活動地域連携推進 ・ティーチングアシスタント ・社会の力活用事業 ・エデュケーション・アシスタント ・指導一般事務費
②	勤務時間削減支援	・試行結果を踏まえた完全閉庁時間の制度検討 ・学校閉庁日の拡大の試行	・学校閉庁日・完全閉庁時間の取組の拡大・定着		
③	部活動支援（再掲）	・部活動指導員、技術指導員の配置 ・大会等参加費補助金			
④	人材支援（再掲）	・スクール・サポート・スタッフ派遣 ・ティーチングアシスタント派遣 ・エデュケーション・アシスタント派遣 ・副校長補佐配置 ・社会の力活用事業講師派遣			関連計画等 ・業務量管理・健康確保措置計画

施策展開の方向性		世代を超えた交流や仲間づくりを支え、公民館の学びや居場所としての機能の充実を図ります。			
コード	4-1-1-1				
事業名	世代を超えた交流や居場所づくり		担当課	公民館	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・公民館で学ぶ利用団体及び利用者の技能や知識を市民へ還元する機会をイベント等を通じて提供することで、世代を超えた交流や仲間づくりの充実を図る。 ・新たな利用団体の立ち上げや参入を支援するとともに、団体間の交流の活性化を図る。			・老若男女問わず、多世代が訪れ、公民館が交流できる居場所として機能するとともに、講座やイベント等への子育て世代や子ども・若者の参加が増え、多世代交流の機会が充実している。 ・公民館活動を通じて、多種多様な分野や視点をもった団体が増え、団体間での交流が活性化しているとともに、団体の活動が狛江の文化の一翼を担っている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・中央公民館リニューアル後に開設したティーンズルームでは、NPO法人与自然連携しながら開設前に4回、開設後に4回、ワークショップ「サクセンカイギ」を実施し、中高生の意見を可能な限り実現できるように事業を展開した。 ・夏休み・子ども中高生スペースでは、8月12日から15日まで西河原公民館で実施し、コラボ事業として他部署や東京都の事業も同期間に行うことで、より多くの事業を楽しんでもらえる場を提供できた。公民館の実施事業参加者は延べ424名となった。 ・居場所連続講座については、「こどもとおとなのはざまで ユースワーク（若者支援）のいまとこれから」をテーマとして3月に2回実施し延べ33名が参加した。 ・公民館交流事業については、11月の中央公民館リニューアル月間でロビーコンサートを実施し8団体が参加、3月にいべんと西河原を実施し、56団体が参加するなど団体の活動及び交流の機会を確保できた。			B	・こまえみらいテラスのリニューアルにより、スタディーコーナーやフリースペースについては、曜日や時間帯により若い方を含めた様々な世代が利用していただけるようになり、こまえみライブラリーにも多くの親子連れが利用されるようになった。 ・多種多様な分野や視点をもった団体が増え、団体間での交流が活性化していくために、引き続き世代を超えた交流や居場所づくりを進めていく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	ティーンズルームの開設・運営（再掲）	・ワークショップの意見を尊重した事業展開 ・NPO法人との連携			・こまえみらいテラス管理費 ・公民館交流事業 ・子ども・若者事業 ・居場所事業
②	居場所事業	・夏休み・子ども中高生スペース、居場所連続講座の実施			
③	公民館交流事業	・いべんと西河原・中央公民館のつどい ・多世代交流事業の実施			関連計画等 ・狛江市民センター改修基本構想 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		誰もが身近な場所で主体的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。			
コード	4-1-2-1				
事業名	読書推進事業		担当課	図書館	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・すべての世代の市民に対し、年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、きめ細かい図書館サービスを提供し、学習、仕事、暮らしなど個人と地域課題の解決を支援するための資料の収集を図り、もって地域社会における情報サービスの拠点にふさわしい図書館資料の充実と強化を図る。			・生涯を通じた学びの充実として、すべての世代に向け、資料の収集、提供がなされ市民が自主的に学べる環境整備が図られている。		
令和7年度の取組結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・ブックスタート事業において絵本の読み聞かせ（183組）と贈呈（送付分含む484冊）を実施し、家庭での読書啓発と継続的な図書館利用に繋がるよう取り組んだ。 ・セカンドブック及びサードブック事業を実施。各学校司書の協力のもと配布図書タイトルの見直しを行い、新小学校1年生に702冊、新中学校1年生に683冊の図書を配布し、子どもたちが本に触れる機会を創出することで、主体的学習の端緒となるように努めた。 ・こまえみらいテラスの利用団体の活動に資する資料を地下1階と2階のフリースペースに配置し、活動を支援した。 ・こまえみライブラリー開館後、音訳講習会・編集講習会を各3回実施し職員のスキルアップを図った。また、宅配サービスを個人宅へ40回、高齢者施設へ5回実施した。		B	・令和8年秋に開館予定の新設図書館の利用状況を注視し、市民ニーズに応える図書館サービスを提供する。 ・電子図書館の充実を図るとともに、図書館に来館しづらい子育て世代や現役世代へのサービスとして、未所蔵資料リクエストのweb受付を検討する。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	子どもの読書活動推進	・こまえみライブラリー開設（こまえみらいテラス児童図書コーナー）（11月） ・ブックスタート（乳幼児期の読書活動推進） ・セカンド・サードブック（小・中学生の読書活動推進） ・ヤングアダルト図書（YA図書）の充実（電子書籍を含む） ・定例おはなし会実施（ボランティア含む） ・推薦児童図書リスト作成			・中央図書館運営費 ・子ども読書活動推進事業 ・子ども読書啓発事業 ・利用支援サービス事業
②	利用支援サービス充実	・録音室兼対面朗読室整備（こまえみらいテラス）（11月） ・利用支援サービス協力者研修 ・宅配サービス（高齢者施設・利用者宅）			
③	資料の収集・提供	・選書会議（司書職による資料収集の充実） ・レファレンスサービス（情報提供・資料提供の充実） ・電子書籍整備（こまえ電子図書館）			関連計画等
					・狛江市新図書館整備基本構想 ・第四次狛江市子ども読書活動推進計画

施策展開の方向性		新しい世代に向けた情報発信や多様なニーズに応じた事業を展開し、生涯を通じた学びの機会を提供します。			
コード	4-2-1-1				
事業名	多様なニーズに応じた学びの機会の提供		担当課	公民館	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・市民の学びの拠点であり居場所でもある公民館として、公民館運営審議会の事業評価を踏まえつつ、利用者懇談会等の意見を集約しながら多くの利用団体が利用しやすい環境整備を図るとともに、市民誰もが公民館において主体的に学び、自己研鑽に努めることができ、公民館で学んだことを地域に還元できるように多種多様な学びの機会を提供する。			・公民館運営審議会での事業評価や利用者懇談会等の意見を集約しながら、多くの利用団体が利用しやすい環境整備が図られ、市民の学びの機会が十分に保障されている。		
令和7年度の実績結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・狛江市立公民館運営審議会では、10事業についての事業評価を行った。 ・中央公民館リニューアル後に開設したティーンズルームでは、NPO法人と連携しながら開設前に4回、開設後に4回、ワークショップ「サクセンカイギ」を実施し、中高生の意見を可能な限り実現できるように事業を展開した。（再掲）。 ・公民館では11月利用分から、全体としては4月分から新施設予約システムの運用開始した。団体登録要件、予約申し込み等の制度を可能な限り整理統一し、ホームグラウンド制の導入により利便性向上等を図った。		B	・公民館運営審議会での事業評価や利用者懇談会等の意見を集約しながら、多くの利用団体が利用しやすい環境整備が図られ、市民の学びの機会が十分に保障されるように取組を進めていく。 ・市長部局と連携し、若者の多様な学びの場を確保していく。こまえみらいテラスのティーンズルームが、多くの中高生に利用され、若者の居場所として機能するとともに、若者に寄り添った支援を展開していく。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	公民館事業評価	・公民館事業評価 ・事業評価を踏まえた検討			・こまえみらいテラス管理費 ・西河原公民館運営費 ・公民館運営費 ・子ども・若者事業 ・居場所事業
②	ティーンズルームの開設・運営（再掲）	・ワークショップの意見を尊重した事業展開 ・NPO法人との連携			
③	公民館の利便性向上	・新施設予約システム運用 ・抽選予約申し込み等新制度運用 ・新団体登録要件等適用 ※全市的取組			
④	利用者懇談会	・利用者懇談会（年1回）			関連計画等 ・狛江市民センター改修基本構想 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		市立図書館のDX化による利便性向上や図書館機能の充実・機能強化を図ります。			
コード	4-2-2-1				
事業名	図書館環境整備事業		担当課	図書館	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・市民ニーズへの対応と今後目指すサービスの実現を図るため、サービス網全体で蔵書を充実するものとし、市全体で約33万冊以上の蔵書を目指す。また、多くの市民にとって役立つ図書館として利便性を向上させる。			・「ともに創る文化はぐくむまち」を目指し、市民とともに新しい価値を創造し、社会的変化をもたらすための情報提供機関（イノベーションライブラリー）として、図書サービスのより一層の充実が図られている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・新設図書館開館に向け、図書館システム更新の準備を進めるとともに、書架・什器等の配置についても併せて検討・準備を行った。 ・中央図書館図書コーナーにおいて、ICタグ及びBDSゲートを先行導入するとともに、市内図書館・図書室等における蔵書へのICタグ設置を進めた。 ・電子書籍の所蔵数を約9,600冊増加させ、ラインナップの充実を図るとともに、約3,300件レファレンス対応を行い、利用者満足度の向上に努めた。			B	・新図書館開館に向けスケジュールを整理し、市民サービスが長期的に途切れてしまうことのないよう、開館準備を進めていく。また、予約棚等の新サービスを多くの利用者が活用できるよう周知に努めるとともに、市内全図書館・図書室の蔵書についてICタグ設置を完了させる。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R8	R9	R10	
①	図書館機能の充実・機能強化	・新設図書館開館 ※新設図書館及び図書コーナーによる図書サービスの一体的運用の本格供与開始			・中央図書館運営費 ・子ども読書活動推進事業 ・子ども読書啓発事業 ・利用支援サービス事業 ・新図書館整備関係費
②	DX化推進	・ICタグ及びBDSゲート本稼働 ・ICタグ及びBDSゲート導入（新設図書館） ・セルフ貸出等運用（新設図書館及びこまえみライブラリー）			
③	資料の収集・提供（再掲）	・選書会議（司書職による資料収集の充実） ・レファレンスサービス（情報提供・資料提供の充実） ・電子書籍整備（こまえ電子図書館）			関連計画等 ・狛江市新図書館整備基本構想 ・第四次狛江市子ども読書活動推進計画

施策展開の方向性		既存スポーツ施設の計画的な改修や、防災機能も備えた新スポーツ施設の整備を検討します。			
コード	4-3-1-1				
事業名	既存スポーツ施設改修及び新スポーツ施設整備		担当課	社会教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・ 狛江市民総合体育館の大規模改修工事を実施し、施設の機能の維持向上を図る。 ・ 旧狛江第四小学校跡地を防災機能も備えた（仮称）西和泉スポーツ複合施設として整備するとともに、市内スポーツ関係団体との調整を行いつつ、新たなスポーツの拠点として活用方法の検討を進める。			・ 狛江市民総合体育館の大規模改修工事が完了し、市民のスポーツ環境の向上が図られている。 ・ （仮称）西和泉スポーツ複合施設の新築工事に着手をしており、新たなスポーツの拠点として活用方法の検討が進んでいる。		
令和7年度の実施結果・成果		評価	今後の課題・方向性		
・ 狛江市民総合体育館の大規模改修工事を実施した。 ・ （仮称）西和泉スポーツ複合施設の基本設計に着手した。		B	・ 狛江市民総合体育館の大規模改修工事が完了後、より多くの市民に活用いただけるよう、リニューアルオープンの周知を行う。 ・ （仮称）西和泉スポーツ複合施設の施設設計を進め、新たなスポーツの拠点として活用方法の検討を進める。		
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	狛江市民総合体育館大規模改修工事	令和8年度から、市長部局へ移管			・ 市民総合体育館改修事業（施設管理費）
②	（仮称）西和泉スポーツ複合施設整備				
③	市民グラウンド及び東野川市民テニスコート改修				
					基本計画等
					施設整備計画 スポーツ推進計画
					・ 旧狛江第四小学校跡地整備基本計画

施策展開の方向性		スポーツへの興味・関心を高め、市民の豊かなスポーツライフをサポートします。			
コード	4-4-1-1				
事業名	スポーツに親しむきっかけづくり			担当課	社会教育課
施策展開の具体的内容				到達目標（令和11年度末）	
・ 狛江市スポーツ協会、狛江市総合型スポーツ・文化クラブ（狛〇くらぶ）等をはじめとするスポーツ団体や体育施設指定管理者と連携し、市民が気軽にスポーツに親しむためのきっかけづくりとして各種事業を実施するとともに、読売巨人軍（相互協力協定）やFC東京（包括連携協定）など、プロスポーツチームと連携し、スポーツに親しむことのできるきっかけづくりとなる事業を展開する。 ・ 専修大学（包括連携協定）等と連携し、過去に活躍したスポーツ選手の紹介や健康に関する講座を通じて、スポーツや健康への関心を高める事業を展開する。				・ 個人が気軽に参加・実施できるスポーツや運動を行うソフト面の環境整備が推進されているとともに、市民がスポーツに親しむ機会が増え、スポーツ推進計画に示された市民のスポーツ実施率70%を超えている。 ・ 市民のスポーツや健康に対する関心が高まり、参加と仲間づくりが促進され、市民の豊かなスポーツライフが充実している。	
令和7年度の取組結果・成果				評価	今後の課題・方向性
・ スポーツを楽しむきっかけをつくり、世代を超えて、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図り、仲間づくり、体力向上や生きがいづくりにつなげるため、市民スポーツ大会（市民スポーツ大会2,046人、市民スポーツレク大会1,890人）、ジュニアスポーツ大会（ジュニア剣道大会47人、ジュニアサッカー大会500人、学童軟式野球大会179人）を実施した。 ・ 多摩川を活用したスポーツ事業として、多摩川スポーツ教室（朝ピラティス教室（77人））を実施し、スポーツを楽しむきっかけづくりにつなげた。 ・ 健康づくり運動講座として、専修大学スポーツ研究所と連携し、小学校3～6年生を対象とした「狛江スポーツフェスタ2025－大学アスリートとマルチスポーツ体験！－」（延べ80人）、シニア層を対象とした「大人の知的好奇心ウォーキング」（27人）を実施した。また、専修大学教授による、近代スポーツ選手についてのスポーツ推進講演会（第1回：50人、第2回：26人、第3回78人）を実施した。 ・ 読売巨人軍やFC東京の市民招待日等、プロスポーツチームとの連携協定事業を行った。				B	・ 各種スポーツ教室及びスポーツ大会を実施し、市民が気軽にスポーツに取り組み、楽しむ場を提供していく。 ・ 生涯スポーツの推進を図るため、狛江市スポーツ協会等を始めとするスポーツ団体や体育施設指定管理者と連携し、市民が気軽にスポーツに親しむためのソフト面の環境整備を進め、スポーツを通じた市民の体力の向上や生きがいづくりに寄与する。 ・ 読売巨人軍（相互協力協定）やFC東京（包括連携協定）など、プロスポーツチームと連携し、スポーツに親しむことのできるきっかけづくりとなる事業を展開していく。 ・ 専修大学（包括連携協定）等と連携し、過去に活躍したスポーツ選手の紹介や健康に関する講座を通じて、スポーツや健康への関心を高める事業を展開していく。
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	各種	令和8年度から、市長部局へ移管			・ ジュニアスポーツ振興費 ・ 市民スポーツ大会関係費 ・ 市民スポーツ振興費 ・ スポーツ推進委員関係費 ・ 豊かなスポーツライフ連携事業
②	各種				
③	読売との				
④	スポーツ健康づくり運動講座				
		・ 協定団体等の協力による健康づくり運動講座			
					関連計画等
					狛江市スポーツ推進計画

施策展開の方向性		生涯スポーツの推進を図り、よりよい生活や生きがいがいづくりにつなげます。			
コード		4-4-2-1			
事業名		生涯スポーツの推進		担当課	社会教育課
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・生涯スポーツの推進を図るため、狛江市スポーツ協会、狛江市総合型スポーツ・文化クラブ（狛〇くらぶ）等をはじめとするスポーツ団体や体育施設指定管理者と連携し、市民が気軽にスポーツに親しむためのソフト面の環境整備を進め、スポーツを通じた市民の体力の向上や生きがいがいづくりに寄与する。 ・誰もがスポーツの機会を持てるようスポーツのバリアフリーを目指し、ノーマライズの考え方にに基づき、障がい者スポーツを推進する。			・個人が気軽に参加・実施できるスポーツや運動を行うソフト面の環境整備が推進されているとともに、市民がスポーツに親しむ機会が増え、スポーツ推進計画に示された市民のスポーツ実施率70％を超えている。（再掲） ・障がい者スポーツに関わる人材が増えるとともに、担い手となる市民や団体が育成され、スポーツのバリアフリーが進んでいる。		
令和7年度の実施結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・スポーツを楽しむきっかけをつくり、世代を超えて、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図り、仲間づくり、体力向上や生きがいがいづくりにつなげるため、市民スポーツ大会（市民スポーツ大会2,046人、市民スポレク大会1,890人）、ジュニアスポーツ大会（ジュニア剣道大会47人、ジュニアサッカー大会500人、学童軟式野球大会179人）を実施した。（再掲） ・多摩川を活用したスポーツ事業として、多摩川スポーツ教室（朝ピラティス教室（77人））を実施し、スポーツを楽しむきっかけづくりにつなげた。（再掲） ・障がい者スポーツを含めた生涯スポーツの推進を図るため、障がい者スポーツ教室（フライングディスク・トランポリン・フープ・バランスボール等の様々な種目の体験（64人））を実施した。			B	・各種スポーツ教室及びスポーツ大会を実施し、市民が気軽にスポーツに取り組み、楽しむ場を提供していく。（再掲） ・生涯スポーツの推進を図るため、狛江市スポーツ協会等を始めとするスポーツ団体や体育施設指定管理者と連携し、市民が気軽にスポーツに親しむためのソフト面の環境整備を進め、スポーツを通じた市民の体力の向上や生きがいがいづくりに寄与する。（再掲） ・誰もがスポーツの機会を持てるようスポーツのバリアフリーを目指し、ノーマライズの考え方にに基づき、障がい者スポーツを推進していく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	各種スポーツ大会（再掲）	令和8年度から、市長部局へ移管			・ジュニアスポーツ振興 スポーツ大会関係費 スポーツ振興費 なスポーツライフ連携事
②	各種スポーツ大会（再掲）				
③	障がい者スポーツ（再掲）				
					関連計画等 市スポーツ推進計画

施策展開の方向性		文化財等の活用を通じて狛江への愛着をはぐくみ、狛江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。			
コード	5-1-1-1				
事業名	文化財や歴史資料等の保存と継承		担当課	社会教育課	
施策展開の具体的内容			到達目標（令和11年度末）		
・市が所有する文化財や歴史資料等を適切に保存するための保管施設を整備するとともに、将来にわたり有効活用できるよう、活用の拠点となる施設について検討する。 ・市内に所在する古墳等の史跡の保護保存、古民家園や古墳公園等の文化財関連施設の維持管理を適切に行う。 ・市の歴史や文化財等への理解を深める取組を推進して、地域への愛着を育むとともに、市民の幅広い世代の中から、狛江の歴史や文化を次世代へ継承する担い手を発掘する。			・市が所有する文化財や歴史資料等の適切な保存が進み、活用の拠点についても具体的に検討が進んでいる。 ・古墳等の史跡が適切に保護保存され、文化財関連施設が良好な状態で継承されている。 ・狛江の歴史や文化に対する理解が深まり、市民の間に歴史や文化の継承に関心の高いグループが形成されている。		
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・保管施設への収蔵に向けて、文化財や歴史資料等の整理を進めたほか、保管・活用施設に関する庁内検討委員会を開催し、保管施設の完成後も引き続き活用施設について検討を進めていくこととした。 ・古墳等の史跡の保護保存のため、適宜樹木のせん定を行ったほか、猪方小川塚古墳については、横穴式石室の覆屋内部に雨水の浸透が見られたため、覆屋外の盛土部分に遮水シートの敷設し、遮水処理の改修を施すなど、古墳等の史跡の維持管理を適切に進めた。古民家園については、移築復元後20年が経過し、古民家の部材に傷みが見られてきたため、現状確認を進めるとともに、修繕が必要な箇所の洗い出しを進めた。 ・「宿屋敷西1号墳出土遺物」「木造屋形船」「高木家文書」「石井家文書」の4件の文化財について、将来にわたって継承すべき地域の重要な文化財として、新たに市の文化財に指定した。文化財総合調査は、前年度に引き続き、東京国立博物館が所蔵する亀塚古墳の出土遺物の調査を実施し、同古墳の総合的な調査報告書の作成に向けて取組を進めた。市の歴史や文化財等への理解を深める取組としては、国立科学博物館の特別展『大絶滅展』の関連事業であるNHK文化講演会を狛江市で開催し、狛江で発見されたステラライカイギウの解説を講演内容のメインに据えるなど、講演会の構成を狛江ならではの内容に改編し、計193人の参加があった。このほか、市役所2階ロビーにて、弁財天池遺跡から出土した縄文土器等を活用した展示を2回、戦後80年にちなんだ戦争の記憶と昭和の狛江の展示を1回開催し、戦争の記憶と昭和の狛江に関わる史跡等を探訪する文化財めぐり、猪方小川塚古墳の公開と現地解説、市のまなび講座の一環として狛江の歴史や文化財に関する講座を計6回実施するなど、市の歴史や文化財等への理解を深める取組を進めるとともに、市の歴史や文化の継承に関心のある潜在的な関心層の掘り起こしを進めていった。また、おはやしの保持団体に補助金を交付し、地域に残る伝統芸能の保存・継承を支援した。			B	・文化財や歴史資料等を保管施設に集約して管理し、資料の性格に応じた適切な保存を進めていく。また、活用施設については、他の自治体の施設等を視察して情報収集を進めるとともに、狛江の環境や所有する資料の性格に応じた施設の検討を進めていく。 ・古墳等の史跡については、適宜現状確認を進めるとともに、保護保存上、好ましくない環境を改善し、適切な維持管理を進めていく。古民家についても、適宜現状確認を進め、他の自治体の管理方法等を調査し、適切な維持管理と修繕を進めていく。 ・講座・講演会に合わせてフォローアップ講座を実施するなど、市の歴史や文化の継承に関心のある潜在的な関心層の掘り起こしを進めるとともに、連携を深めていく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	保管施設の整備、活用拠点の検討	・文化財や歴史資料等の保管施設の建築工事 ・文化財や歴史資料等の活用施設の検討 ・保管施設への移動に伴う文化財や歴史資料等のクリーニング	・文化財や歴史資料等の活用施設の検討		・文化財保護関係費 ・埋蔵文化財保護関係費 ・古民家園管理運営費 ・文化財保存事業費補助 ・歴史公園維持管理費
②	文化財の保護保存の推進	・市の歴史や文化に関わる文化財の調査 ・市文化財への指定・登録 ・史跡等への保護保存措置			
③	史跡・文化財関連施設の維持管理	・古民家の現状確認調査 ・猪方小川塚古墳横穴式石室のメンテナンス ・史跡・文化財関連施設の樹木せん定 ・史跡の環境整備（危険樹木の伐採）	・古民家園の修繕 ・猪方小川塚古墳横穴式石室のメンテナンス ・史跡・文化財関連施設の樹木せん定 ・史跡の環境整備（危険樹木の伐採）	・古民家の現状確認調査 ・猪方小川塚古墳横穴式石室のメンテナンス ・史跡・文化財関連施設の樹木せん定	
④	歴史や文化財等への理解促進	・市の歴史や文化財等に関する講座や展示会等 ・市の歴史や文化財等に関する刊行物の作成・頒布			関連計画等 ・狛江市公共施設整備計画 ・文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する検討（中間報告）
⑤	継承の担い手の発掘及び支援	・伝統文化（お囃子等）継承の担い手への支援 ・文化財関連事業の参加者へのフォローアップ講座等			

施策展開の方向性		粕江の歴史や文化を身近に感じられる場所として、古墳等の史跡や古民家園等を効果的に活用します。			
コード	5-2-1-1				
事業名		文化財や歴史資料等の効果的な活用		担当課	社会教育課
施策展開の具体的内容				到達目標（令和11年度末）	
・白井塚古墳について、埋葬施設に保護保存の措置を施したうえ、古墳公園として整備し、効果的に活用する。 ・古民家園にてロケーションを活かしたイベント等を実施して賑わいを創出し、地域交流の場として活用する。 ・市が所有する文化財や歴史資料等について、再整理やレプリカ作製に取組み、出前授業や展示等で効果的に活用する。				・白井塚古墳がその特徴を活かした古墳公園として整備され開園している。 ・古民家園が地域交流の場として開かれ、イベント等で賑わっている。 ・市が所有する文化財や歴史資料等について、整理が進み、効果的に活用されている。	
令和7年度の取組結果・成果			評価	今後の課題・方向性	
・白井塚古墳の埋葬施設（礫櫛）を現地保存するための取組みとして、公園整備に伴う擁壁工事で影響を受ける部分について、工事着手前に埋葬施設の構造に関わる詳細なデータを採取したうえで部分的に解体し、一時的に別置保存の措置をとり、工事完了後、現地に復元する礫櫛保存調査に着手し、前段の調査を完了した。 ・市と包括連携協定を締結しているＦＣ東京との連携事業として、市内在住の小学生と一緒に古民家園内の畑で枝豆の栽培・収穫を体験する「むいからで枝豆を育てよう」を実施するとともに、「みんなのむいから民家園」事業実行委員会の主催で、収穫した枝豆を地域の人みんなで楽しむ「むいから枝豆収穫祭」を開催した。「みんなのむいから民家園」事業実行委員会による古民家園を活用したイベントは、7月の「むいから枝豆収穫祭」のほか、8月に夕暮れ時の古民家園で和太鼓や盆踊りを楽しむ「みんなのむいから夏祭り」、1月に伝統的な餅つきを再現し、体験する「古民家園で餅つき体験」、3月に古民家を甘味処にしてお花見を楽しむ「古民家園でも桜まつり」等を開催し、計2,472人の参加があった。このほか、伝統文化・伝統芸能に関わるイベント等として、中秋の名月と琴の音色を楽しむ都立粕江高等学校等曲部の演奏会「むいからお月見音楽会」、粕江能楽普及会による古民家を舞台にした公演「むいから能楽鑑賞会」を開催したほか、能楽の楽しみ方を学ぶ講座や生け花の体験教室を実施した。年中行事に関わるイベント等は、端午の節句に昔遊び等で楽しむ「こどもの日はむいからで楽しくすごそう!」、上巳の節句にひな人形作り等で楽しむ「むいからひな祭り」のほか、七夕と十五夜には臨時の夜間開園、人日（1月7日）には七草粥の提供、節分には豆まきと鬼のお面作りを実施し、伝統文化・伝統芸能や年中行事に関わるイベント等には、計977人の参加があるなど、イベント等を開催することで古民家園を地域交流の場として活用し、賑わいが創出された。 ・弁財天池遺跡から出土した土器・石器等の出土遺物のうち、保管箱約200箱分を再整理し、活用供するよう管理台帳を作成するとともに、再整理した出土遺物を活用した子ども向けの考古学教室を2回、縄文土器等の展示を2回開催した。また、展示や出前授業のハンズオンで活用するため、弁財天遺跡の方形周溝墓から出土した銅釧のレプリカを作製した。このほか、市の歴史に関する古文書や歴史的価値が認められる非現用の行政資料等について、次世代への継承と今後の公開・活用を図るため、史料のデジタル化を進めた。			B	・白井塚古墳の埋葬施設（礫櫛）を現地保存し、適切な保護・保存の措置を講じるとともに、効果的な活用方法（公開方法）を検討していく。 ・季節や年中行事に応じた古民家園らしいイベントを開催し、地域交流の場として活用していく。 ・出土遺物の再整理とレプリカの作製を進め、展示や出前授業のハンズオン等で効果的に活用していくとともに、デジタル化を進めた史料については、効果的に活用すべく、公開方法を検討していく。	
取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 1 0	
①	白井塚古墳の保存整備	・（仮称）白井塚古墳公園の整備に伴う擁壁工事	・（仮称）白井塚古墳公園の整備工事	・（仮称）白井塚古墳公園の開園 ・埋葬施設（礫櫛）の現地保存に向けた調査（礫櫛の復元）	・文化財保護関係費 ・埋蔵文化財保護関係費 ・古民家園管理運営費 ・歴史資料整理管理費
②	古民家園におけるイベント等	・ＦＣ東京との連携事業 ・「みんなのむいから民家園」事業実行委員会によるイベント ・伝統文化や年中行事に関わる事業	・古民家園の修繕	・ＦＣ東京との連携事業 ・「みんなのむいから民家園」事業実行委員会によるイベント ・伝統文化や年中行事に関わる事業	
③	文化財や歴史資料等の再整理	・活用に向けた文化財台帳の整備 ・活用に向けた出土遺物の再整理 ・文化財や歴史資料等のレプリカの作製 ・文化財や歴史資料等のデジタル化の推進			
④	文化財や歴史資料等の活用	・市の歴史や文化財等に関する見学会や展示会等 ・出前授業等での文化財や歴史資料等の活用			関連計画等
					・粕江市公共施設整備計画 ・文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する検討（中間報告）

8 「持続可能な社会」（SDGs）の実現に向けた取組

（１）「SDGs」とは

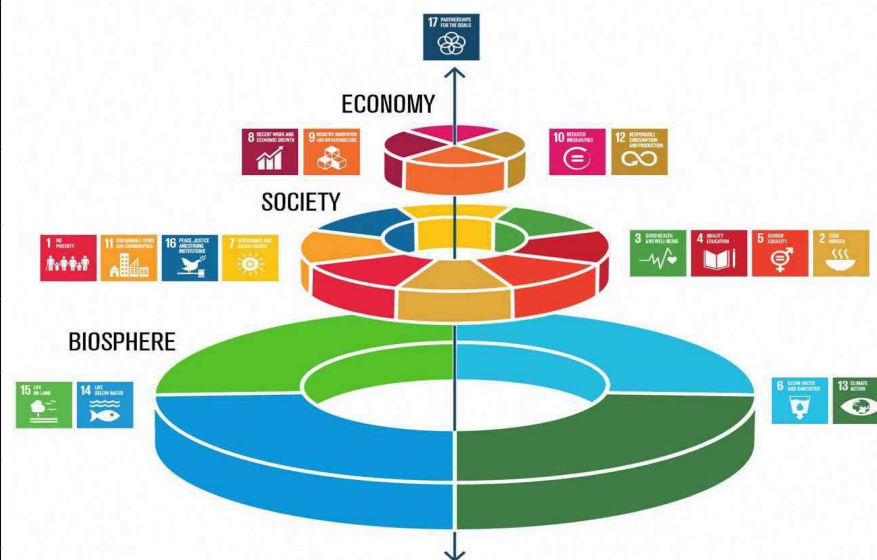
「SDGs」とは「持続可能な社会」の実現に向けて、2030年までに達成すべき国際社会共通の目標です。17の目標と169のターゲット（具体的目標）で構成されています。第4期狛江市教育振興基本計画においても、次世代を担う子どもたちがはぐくむべき「生きる力」の一つとして取組を進めていくこととしています。

（２）「SDGs」から見た実行プランの取組

「持続可能な社会」に向けた取組は、子どもたちの教育の推進に限らず、社会全体の取組として求められています。ここでは、教育振興基本計画に定めた個別施策を「SDGs」の観点から整理し、計画期間中における「持続可能な社会」に向けた取組を明らかにしています。

（３）「SDGs」の17の目標

No.	目標	説明	No.	目標	説明
1	【貧困】 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	10	【不平等】 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
2	【飢餓】 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	11	【持続可能な都市】 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
3	【保健】 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	12	【持続可能な生産と消費】 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
4	【教育】 質の高い教育をみんなに	【教育】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	13	【気候変動】 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
5	【ジェンダー】 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	14	【海洋資源】 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
6	【水・衛生】 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	15	【陸上資源】 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
7	【エネルギー】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	16	【平和】 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
8	【経済成長と雇用】 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	17	【実施手段】 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
9	【インフラ、産業化、イノベーション】 産業と技術革新の基礎をつくらう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	※説明は外務省の日本語訳を参照しています。		



(4) 「SDGs」の目標と実行プランの施策との関係

基本方針	施策																	
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
1 子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成	(1) 生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育				●	●					●	●					●	●
	(2) 主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成				●					●		●					●	●
	(3) 子どもの健康と体力づくりの推進			●	●													●
	(4) グローバル社会で活躍する人材の育成				●							●					●	●
2 子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進	(1) インクルージョンの推進			●	●						●						●	●
	(2) 多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実	●	●	●	●						●						●	●
	(3) 子どもの理解・アセスメント機能の充実	●	●	●	●						●						●	●
3 家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備	(1) 家庭との連携・地域との協働による学校づくりの推進				●							●						●
	(2) 安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備			●	●							●						●
	(3) 学校の力の向上・働き方改革の推進				●	●			●		●							●
4 生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進	(1) 学びの環境づくりの充実				●						●	●						●
	(2) 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実				●						●	●						●
	(3) スポーツを楽しむ環境の整備			●	●							●						●
	(4) 豊かな生活のためのスポーツの推進			●	●							●						●
5 歴史・文化への理解と継承	(1) 歴史・文化の継承と人材の発掘				●							●						●
	(2) 史跡や文化財の効果的な活用				●							●						●

登録番号 R -

第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）
実行プラン（令和8年度ローリング版）・
狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書
（令和7年度事業）

令和〇年〇月発行

発行 狛江市教育委員会

編集 狛江市教育委員会教育部学校教育課
狛江市和泉本町一丁目1番5号

印刷 庁内印刷